

精華町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

～環境負荷が少ない循環型社会をめざして～

（中間見直し計画）

（素案）

令和5年 月

精 華 町

目 次

第1章 総論	1
第1節 計画見直しの背景	1
第2節 計画の目的	1
第3節 計画の位置づけ	2
第4節 計画の期間	3
第5節 計画の範囲	4
第6節 関連計画	5
第2章 現状の把握	6
第1節 地域の概要	6
(1) 町の概要	6
(2) 自然条件	7
(3) 社会条件	8
第2節 ごみ処理の現状	11
(1) ごみ処理行政の沿革	11
(2) 分別区分	11
(3) ごみ処理フロー	12
(4) ごみ処理の流れ	13
(5) ごみ排出量の実績	14
(6) 燃やすごみの組成	21
(7) ごみの減量化・再生利用の状況	22
(8) ごみ処理の実績	25
(9) ごみ処理体制	30
(10) ごみ減量に関わる事業	32
第3節 方策の実施状況	33
(1) 資源化	33
(2) 自家処理	34
(3) 排出（発生）抑制	34
(4) 体制整備	35
(5) 啓発、教育、支援	35
(6) 助成制度	36
第3章 ごみの処理環境の動向	37
第1節 関係機関の動向	37
第2節 京都府及び近隣市町村の動向	38
第3節 ごみ処理技術の動向	39
第4章 課題の整理	40
第1節 目標の達成状況	40
(1) ごみ総排出原単位	40
(2) 家庭系ごみ排出量原単位（資源・集団回収を含まない）	40
(3) 資源化率（集団回収分を含む）	40
(4) 事業系ごみ	41
(5) 最終処分量	41
第2節 課題の抽出	42
(1) 排出抑制に関する課題	42
(2) 収集運搬に関する課題	46
(3) 中間処理に関する課題	47
(4) 最終処分に関する課題	48
(5) 施設設備に関する課題	48

(6) 排出抑制、資源化、エネルギー利用方法に関する課題	50
(7) その他の課題	52
第5章 ごみ発生量の見込みと減量目標	53
第1節 人口推計	53
(1) 推計方法	53
(2) 推計結果	53
第2節 ごみ総排出量の推計	54
(1) 現状で推移した場合のごみ総排出量推計の方法	54
(2) 現状で推移した場合のごみ総排出量の見込み	55
第3節 減量目標	58
第4節 ごみ処理量の見込み	60
第6章 ごみ排出抑制・減量化のための方法と推進方策	63
第1節 ごみの排出抑制（減量化）の方法	63
(1) 排出抑制の方法	63
(2) 資源化の促進	65
第2節 推進方策	66
(1) 計画推進体制	66
(2) 啓発、教育、支援	67
(3) 助成制度	67
第7章 ごみ処理基本計画	68
第1節 基本方針	68
(1) 基本理念	68
(2) 基本視点	68
(3) 基本方針	69
第2節 基本構想	70
第3節 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分	71
(1) 分別収集区分の基本方向	71
(2) 分別収集区分	71
(3) ごみ分別区分ごとの排出方法及び処理方針	72
(4) ごみ処理フロー	73
第4節 ごみの排出抑制・再資源化計画	74
(1) ごみの排出抑制・再資源化計画に関する目標	74
(2) 排出抑制の方法	77
(3) 再資源化の方法及び量	79
(4) 関連施設及びその整備計画の概要	80
第5節 ごみの適正処理に関する基本方針	81
(1) 収集運搬計画	81
(2) 中間処理計画	83
(3) 最終処分計画	85
第8章 その他	87
第1節 特別管理一般廃棄物、適正処理困難物に対する対処方針	87
第2節 災害廃棄物処理	88
第3節 計画の推進	88
第4節 計画実施スケジュール	89

第1章 総論

第1節 計画見直しの背景

平成29年3月に策定した「精華町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下「現計画」という。）では、国の「第3次循環型社会形成推進基本計画」（平成25年5月策定）や京都府の「京都府循環型社会形成計画（第2期）」（平成24年3月策定）等と整合性を図りつつ、環境負担が少ない『循環型社会』の構築を基本理念に、発生抑制・再使用の2R対策を積極的に推進するとともに、低炭素社会の実現に寄与する循環型社会の構築を目指しております。その後、現計画期間中には新たなごみ処理施設「環境の森センター・きづがわ」の稼働やペットボトルの回収方法の変更、小型充電式電池の回収、水銀使用廃製品の回収、サントリーグループとペットボトルのボトル to ボトルリサイクル事業に関する覚書の締結などを行っています。

国においては、「第四次循環型社会形成推進基本計画」の策定（平成30年6月）や「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和4年4月）の施行など、これまでの廃棄物の量に着目した施策に加え、循環の質にも着目する循環型社会の形成に向けた取組やさらなるリサイクル制度の整備が進められています。

また京都府では「京都府循環型社会形成計画（第3期）」（令和4年3月策定）において、循環型社会のあるべき姿（ビジョン）の実現に向けて、「持続可能な開発目標（SDGs）」に配慮し、気候変動対策や自然環境の保全など持続可能な社会づくりに向け、多様な主体と連携しながら、資源の消費を抑制し環境への負荷ができる限り低減された循環型社会の構築を目指す取組が進められています。

本町においても「精華町第2次環境基本計画」において、環境に配慮したライフスタイルや事業活動の普及を目指し、環境にやさしい循環型社会の構築を目指す取組を進めています。

これらの廃棄物を取り巻く社会情勢の変化や本町のごみ排出量の動向、令和3年度までの成果などを踏まえ、目標年次（令和8年度）までの4年間の計画として見直します。

第2節 計画の目的

本町では、人口は一時期の増加傾向から落ち着きつつありますが、総合計画では当面人口は増加すると見込まれているほか、新しい生活様式の浸透による消費行動の変化等に伴い、ごみ排出量も変化する可能性があります。

また、現計画の基本理念である「環境負担が少ない『循環型社会』の構築」を引継ぎつつ、さらに一歩踏み込んだ計画的なごみ処理の推進を図ることが重要です。

そのため、ごみの排出抑制、ごみの発生から最終処分に至るまでのごみの適正な処理を進めるために必要な事項を定めることを目的に現計画の見直しを行います。

第3節 計画の位置づけ

「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」は、「環境基本法」、「循環型社会形成推進基本法」を上位法とした「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、「精華町総合計画」及び「精華町環境基本計画」に定められている計画事項である。「『資源エネルギー』が健やかに巡るまち～環境“康”都～」の「循環型社会の構築」における事項を具体化するための施策方針を示すものです。

その役割は、総合的・中長期的な視点での行政が行う計画的なごみ処理の推進と、住民・事業者が行うべき方策・行動を支援・促進するための基本方針を定めることです。本基本計画の位置付けを図1-1に示します。

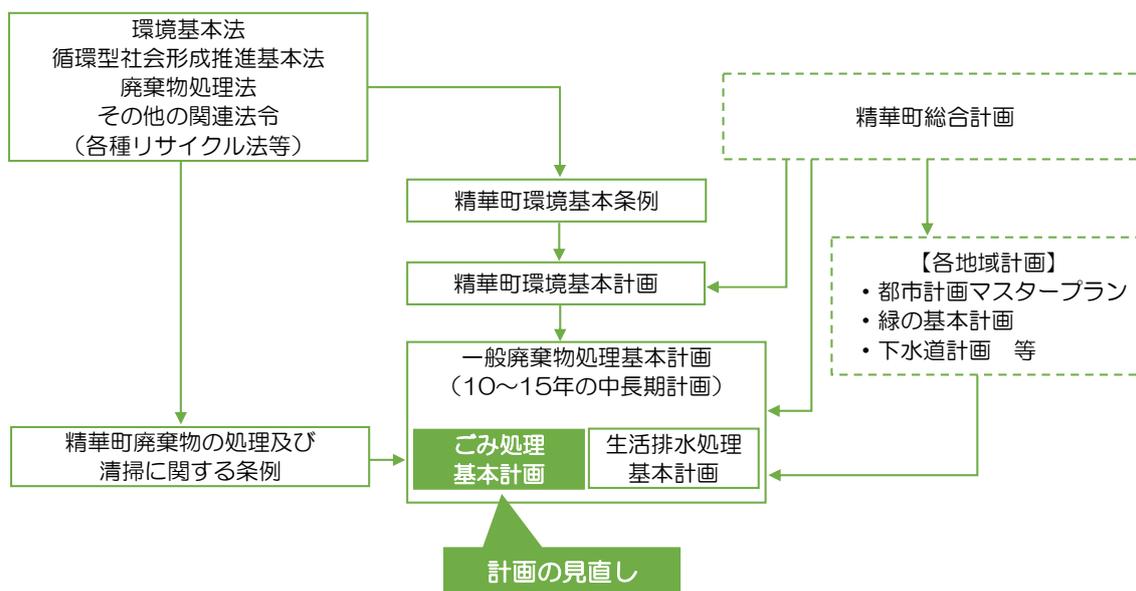


図 1-1 本基本計画の位置づけ

第4節 計画の期間

本計画は、平成29年度に策定した計画の中間見直しのため、計画期間は、令和5年度～令和8年度までの4年間を計画期間とします。

- 計画目標年次
令和8年度
- 計画期間
令和5年度から令和8年度(4年間)

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
精華町第5次総合計画																				
精華町第6次総合計画																				
精華町第2次環境基本計画																				
一般廃棄物（ごみ）処理基本計画									見直し											
参考	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成30年秋 環境の森センター・ぎづがわ稼働 ● 第2次環境基本計画中間目標年次（令和7年度） ● 第2次環境基本計画目標年次（令和12年度）● 																			

第5節 計画の範囲

本町で発生、排出されるごみの範囲を図1-2に示します。ごみは「廃棄物処理法」に規定する一般廃棄物と産業廃棄物に大きく分かります。本基本計画では、一般廃棄物のうち、住民の生活や事業活動等によって発生するすべての不用物を「ごみ総発生量」とし、その中で、自主的な資源回収や自己処理されているごみ（潜在性ごみ）を除いた量、すなわち本町が統計的に把握可能な量を「ごみ総排出量」とします。

排出されたごみのうち、家庭から排出されたごみを「家庭系ごみ」とし、資源回収団体が自主的に回収するごみを除き、町が収集したごみを「収集ごみ」とします。また、事業所等から排出されたものを「事業系ごみ」とします。

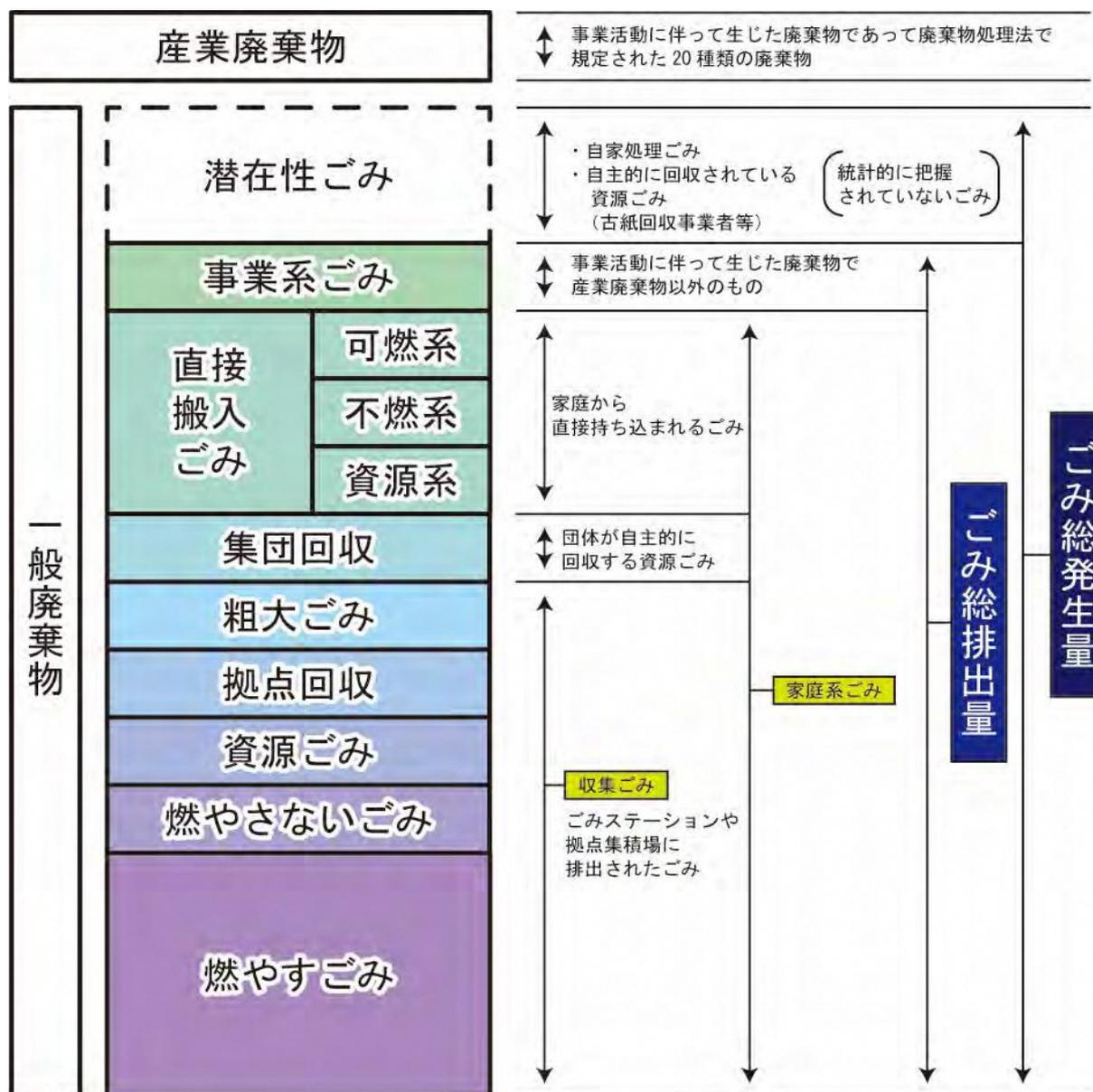


図1-2 本町で発生、排出されるごみの範囲

第6節 関連計画

本計画の上位計画である精華町第2次環境基本計画の概要は表1-1に示す通りです。

表1-1 精華町第2次環境基本計画の概要

計 画 名	精華町第2次環境基本計画
策 定 主 体	精華町
策 定 年 月	令和3年3月
計 画 期 間	令和12年度まで
環 境 像	「環境の恵み」「人」「知恵と技術」が交わるまち ～環境交都・精華町～
目 標 像	①【協働・環境学習】 「人・社会・歴史文化」が未来を育むまち ～環境“幸”都～ ②【生物多様性・安全】 「里山・田畑・生活環境」を継承するまち ～環境“恒”都～ ③【資源・気候変動】 「資源・エネルギー」が巡るまち ～環境“康”都～ ④【経済循環・創出】 「環境・経済」の循環が興るまち ～環境“興”都～
循環型社会の構築に向けた取組内容	① ごみを出さないライフスタイルの啓発 ごみの発生抑制には、住民一人ひとりが自分のライフスタイルを見直すことも重要ですが、マイボトル、マイ箸等の持参、容器包装の削減や環境に配慮した販売システムの導入など、事業活動における環境配慮の促進が不可欠なため、住民・事業者・行政がお互いの立場を尊重しながら取組を進めます。また、会議時のペーパーレス化など、できることから新たな取組を進めます。特に、住民にはリデュース、リユース、リサイクルの3R運動推進を行います。 ② 再生利用・リサイクル・適正処理の推進 分別収集や集団回収への住民の協力や、地域の自主的なリサイクル活動を一層推進するため、ごみ分別や出し方の周知徹底や、地域特性に応じた情報提供の仕組みづくりを進めます。また、団体による子ども服の交換会や廃油回収、古紙回収などごみとなる前のリユース・リサイクル活動を活性化するとともに、地域特性に応じた自主的な活動の展開を支援します。 ③ 新たな課題（食品ロス・マイクロプラスチック）への対応 「食品ロス」については、企業や住民団体とともに生産者・消費者への啓発を行い、食べられる食品を子ども食堂、フードバンクなどで有効利用する活動が生まれています。近年、顕在化している「食品ロス」の課題や「マイクロプラスチック」の課題へ、町、住民、事業者連携のもと、取組を推進します。また、身近にできる取組の推進（3010運動やマイバッグの推進など）や地域の発生状況やその影響を住民等へ普及啓発を行うとともに、地域・事業者の取組の支援を行います。

第2章 現状の把握

第1節 地域の概要

(1) 町の概要

本町は京都府南西端にあり、相楽郡（精華町、和束町、笠置町及び南山城村の3町1村）に属します。大阪府大阪市及び京都市から30km、奈良県奈良市から10kmに位置し、京阪神都市圏の都市近郊地域への交通利便性が高い位置にあります。隣接している市町村は、東側に木津川市、西側に奈良県生駒市、南側に奈良県奈良市、北側に京田辺市、井手町があります。古くは平城京・平安京等の都を結ぶ文化の回廊に位置していたことから、豊かな歴史的文化遺産に恵まれた地域として、「精華町文化財保護条例」等により、その保存・継承を進めています。

近年では、けいはんな学研都市（関西文化学術研究都市）の研究開発等の分野を広げる新たな機関の立地が進むとともに、関西イノベーション国際戦略総合特区の指定を受け、旧私のごと館の施設を再活用したけいはんなオープンイノベーションセンター（KICK）が、平成27年度から、産学官民連携によるオープンイノベーションに向けた重要な拠点として本格始動しています。また、学研都市のシンボル施設として整備された精華大通り線やけいはんな記念公園、けいはんなプラザなどでは多様なイベントが開催され、交流が進められています。

また、本町は大都市近郊にあって、木津川の流れと生駒山系の丘陵地に代表される豊かな自然環境や田園風景の残された貴重な地域でもあります。農業は、本町の主要な地域産業として、都市近郊の食糧生産を担うだけでなく、農地も重要な風景を構成し、地域環境を保全する役割を果たしています。

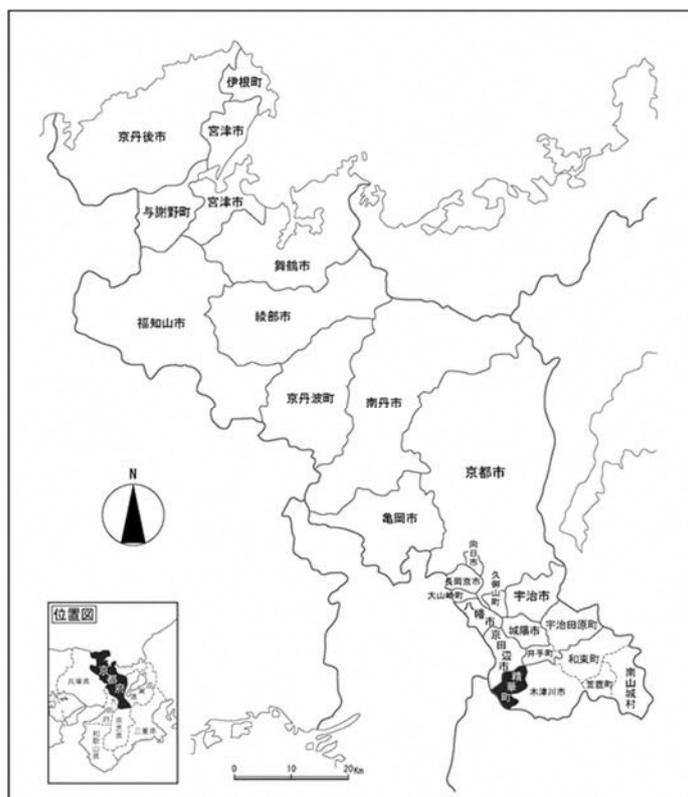


図 2-1 精華町の位置

(2) 自然条件

① 地勢

本町の西部は、生駒山系より連なる丘陵地（大起伏・小起伏）となっています。町の東端には、南から北に向かって木津川が流れており、丘陵地と木津川に挟まれた低地（扇状地性低地※）が広がっています。

※扇状地性低地：河川が運ぶ砂利や土砂等によってできる扇形の地形。特に末端部分（広がっている部分）のことを指します

② 気象

本町の気象概要は、表 2-1 に示すとおりです。令和3年の年平均気温 16.2℃、年平均湿度 68.3%、年平均風速 1.7m/s、年総降雨量 1,659.5mm となります。

表 2-1 気象の概要(令和3年)

	年最高	年最低	年平均
気温 (°C)	37.7	-6.6	16.2
湿度 (%)	96.9	2.4	68.3
風速 (m/s)	22.3	—	1.7
降水量(mm)	1,659.5		

出典：令和3年版 統計で見る「せいかわ」

③ 水系

本町を流れる主な河川は、西部の丘陵地に源を発し、東部の平坦地を流下して、一級河川である木津川に流入しています。木津川は、農業用水や上水道の取水を行ってきており、古くから住民生活の源となってきました。そのため、近年では、木津川上流流域下水道事業において公共用水域の水質保全や生活環境の改善を目指し、木津川上流浄化センターの稼働や幹線管渠の整備促進等が進められています。その一方で、木津川は、堤防や京都八幡木津自転車の利用等、住民の憩いの場にもなっています。

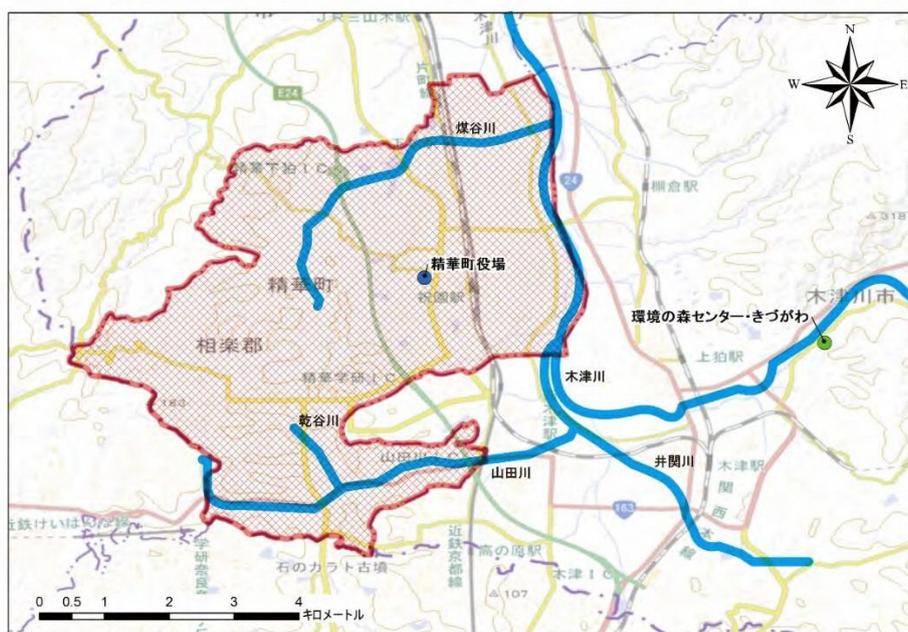


図 2-2 水系図

(3) 社会条件

① 人口動態

令和3年度の人口は36,962人、世帯数は15,274世帯、1世帯当たりの人員は2.42人/世帯です。本町の人口は、平成29年度までは増加傾向でしたが、平成30年度以降は減少傾向となっています。世帯数は増加傾向、1世帯当たりの人員は減少傾向です。

表2-2 人口・世帯数の推移

年度	人口 (人)	人口増加率 (前年比) (%)	世帯数 (世帯)	1世帯当たりの 人員 (人/世帯)
平成24年度	36,962	—	13,739	2.69
平成25年度	37,114	0.4	13,924	2.67
平成26年度	37,429	0.8	14,208	2.63
平成27年度	37,530	0.3	14,440	2.60
平成28年度	37,531	0.0	14,589	2.57
平成29年度	37,579	0.1	14,780	2.54
平成30年度	37,417	-0.4	14,872	2.52
令和元年度	37,380	-0.1	15,061	2.48
令和2年度	37,141	-0.6	15,144	2.45
令和3年度	36,962	-0.5	15,274	2.42

出典：各年行政区別人口世帯集計表（10月1日現在）



図2-3 人口・世帯数の推移

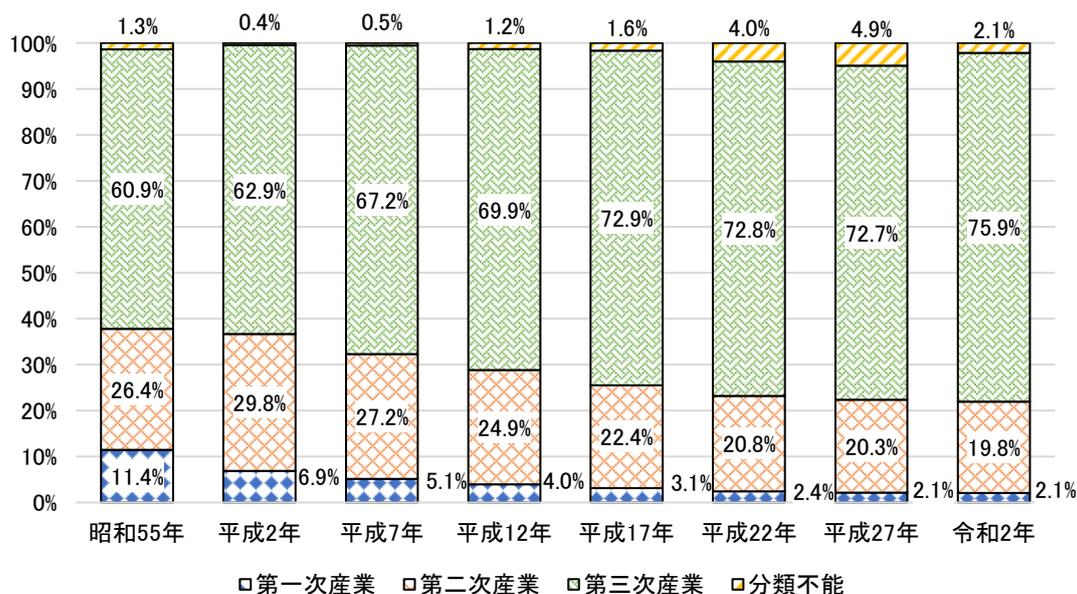
② 産業構造

本町の産業構造は、令和2年において第三産業が75.9%と最も高く、次いで第二産業が19.8%、第一産業が2.1%となっています。経年変化をみると、年々、第一産業、第二産業が減少し、第三産業が増加しています。

表 2-3 産業別就業人口の推移

		第一次産業	第二次産業	第三次産業	分類不能
昭和55年	人数(人)	740	1,705	3,936	87
	構成比(%)	11.4	26.4	60.9	1.3
平成2年	人数(人)	546	2,356	4,978	36
	構成比(%)	6.9	29.8	62.9	0.4
平成7年	人数(人)	549	2,904	7,187	55
	構成比(%)	5.1	27.2	67.2	0.5
平成12年	人数(人)	484	3,036	8,543	156
	構成比(%)	4.0	24.9	69.9	1.2
平成17年	人数(人)	490	3,487	11,365	258
	構成比(%)	3.1	22.4	72.9	1.6
平成22年	人数(人)	394	3,341	11,722	645
	構成比(%)	2.4	20.8	72.8	4.0
平成27年	人数(人)	347	3,321	11,925	800
	構成比(%)	2.1	20.3	72.7	4.9
令和2年	人数(人)	338	3,188	12,197	342
	構成比(%)	2.1	19.8	75.9	2.1
京都府 令和2年	人数(人)	21,319	235,511	790,802	38,795
	構成比(%)	2.0	21.7	72.8	3.6

出典：各年国勢調査



※端数の処理により、見かけ上の合計が100%とならない場合がある。

図 2-4 産業別人口の推移

③ 土地利用

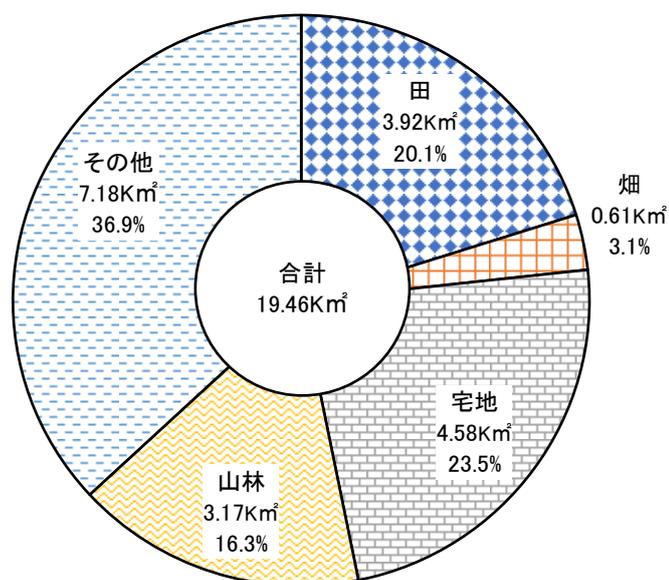
本町の土地利用は、令和3年において「その他」を除き「宅地」が23.5%と最も高く、次いで「田」20.1%、「山林」が16.3%、「畑」が3.1%となっています。

表 2-4 土地利用の状況(令和3年)

項目	田	畑	宅地	山林	その他	合計
面積 (Km ²)	3.92	0.61	4.58	3.17	7.18	19.46
構成比 (%)	20.1	3.1	23.5	16.3	36.9	100.0

※端数の処理により、見かけ上の合計が100%とならない場合がある。

出典：令和3年版 統計で見る「せいかわ」



※端数の処理により、見かけ上の合計が100%とならない場合がある。

図 2-5 土地利用の状況(令和3年)

第2節 ごみ処理の現状

(1) ごみ処理行政の沿革

本町は、昭和30年に町制が施行されて以来、日本の経済成長に伴って発展してきましたが、同時にごみ問題も発生し、その処理行政に取り組んできました。

昭和37年には精華町、木津町、山城町の3町で「相楽郡西部塵埃処理組合」を設立、平成30年には「木津川市精華町環境施設組合」に名称を変更し、「打越台環境センター」に代わる新たなごみ焼却施設として「環境の森センター・きづがわ」が稼働し、焼却処理を行っています。また平成9年4月から容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）に基づき分別収集を開始しました。

(2) 分別区分

本町におけるごみの分類を表2-5に示します。家庭系ごみは、「燃やすごみ」、「粗大ごみ」、「燃やさないごみ」、「資源ごみ」、「拠点回収」、「集団回収」及び「直接搬入ごみ」に区分されます。

表2-5 ごみの分類(令和4年度)

区 分		品 目		
家庭系ごみ	収集ごみ	燃やすごみ	調理くず、木くず、ふとん、汚れがとれないボトルやチューブ類など	
		粗大ごみ	「家電リサイクル法」対象品目（エアコン・テレビ・冷蔵（凍）庫・洗濯機・衣類乾燥機）及びパソコン以外の家電製品や家具	
		燃やさないごみ	カン・鉄くず類	スチール缶、アルミ缶、鉄くずなど 45ℓの袋に4、5個程度入る大きさの小さな電化製品（電気ポット、電気式ひげそり、ヘアドライヤー等）
			びん・ガラス類	びん、植木鉢、ガラス・蛍光灯など
			ビニール・プラスチックごみ	洗面器・バケツなど、プラスチック製容器包装以外のビニールやプラスチック製品
		資源ごみ	プラスチック製容器包装	商品を入れるため、または包むためのビニールやプラスチック
			ペットボトル	飲料類、酒、醤油、醤油加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢、ドレッシングタイプ調味料のペットボトル
		拠点回収	古紙類	新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、古布、その他のリサイクルできる紙 ※できる限り地域の集団回収を利用
			使用済小型家電	25cm×15cmの投入口に入る使用済小型家電（電子機器）で次の16品目にあたるもの （携帯電話端末・PHS 端末・ノートパソコン（情報通信端末を含む）、電話機、ファクシミリ、ラジオ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ、映像用機器、音響機器、補助記憶装置、電子辞書、電卓、電子血圧計、電子体温計、理容用機器、懐中電灯、時計、ゲーム機、カー用品、上記の付属品）
			使用済乾電池	アルカリ乾電池やマンガン乾電池など使い切りタイプの電池
			充電電池（小型充電式電池）	リチウムイオン電池、ニッケル水素電池、ニカド電池、モバイルバッテリー
			廃食用油	家庭系の廃食用油
			使用済インクカートリッジ	プリンターメーカー純正の使用済インクカートリッジ
			水銀使用廃製品	水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計、練り朱肉
集団回収（地域の古紙回収団体による回収）	新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、古布、その他のリサイクルできる紙			
直接搬入ごみ	たたみ、温水器、ピアノ等			
事業系ごみ	事業所等から排出されるごみ			

出典：「精華町ごみの分別辞典」（令和3年4月発行）
「令和4年度ごみ収集日程表」

(3) ごみ処理フロー

本町におけるごみ処理フロー（ごみや資源の流れ）を図2-6に示します。

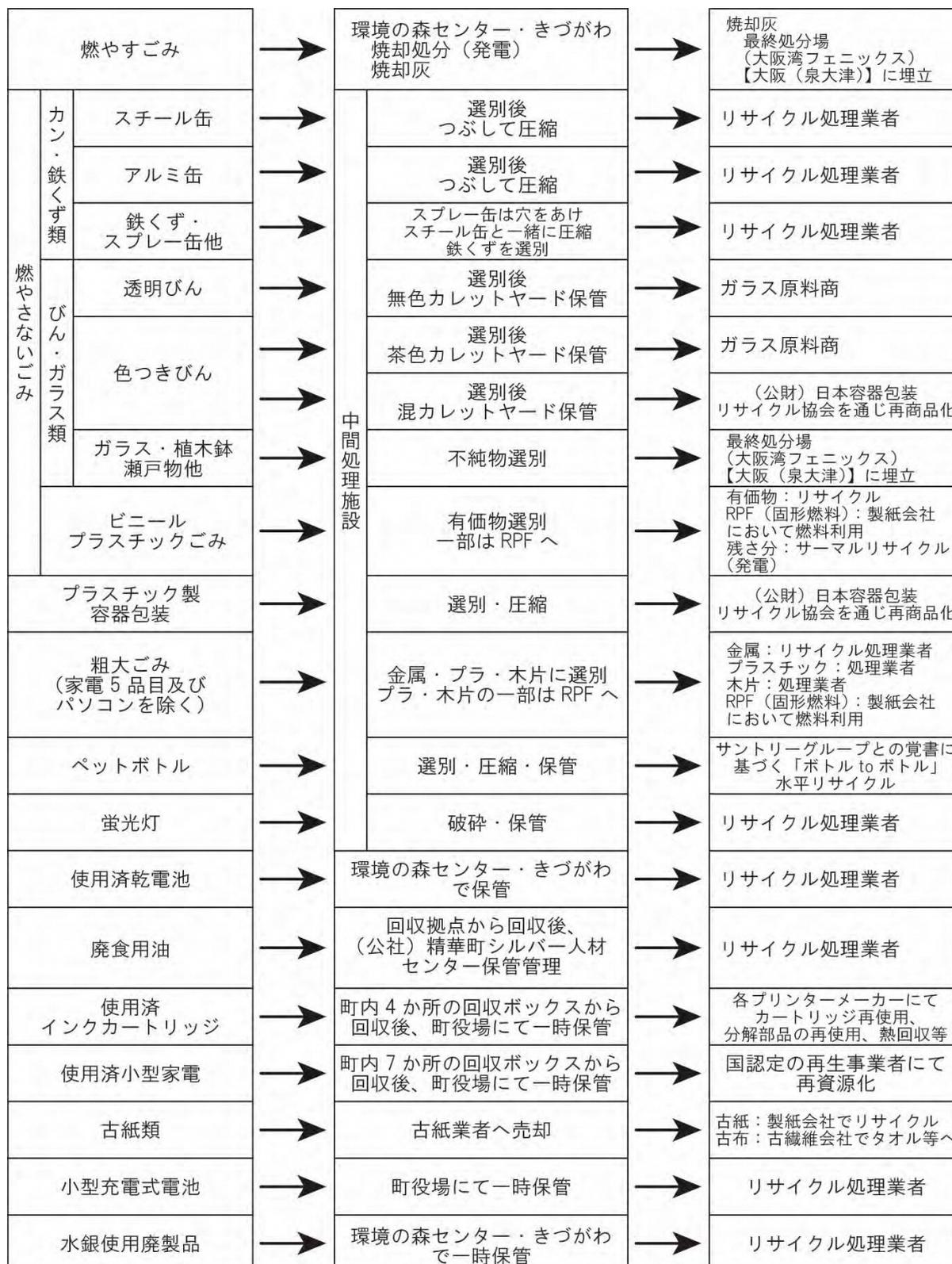


図2-6 精華町ごみ処理フロー(令和4年度)

(4) ごみ処理の流れ

表 2-6 ごみ処理の流れ

区分	内容
燃やすごみ	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境の森センター・きづがわに搬入し、焼却処理した後、焼却残さを大阪湾広域臨海環境整備センターが運営する最終処分場（大阪湾フェニックス）で埋立処分しています。
粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ● 中間処理施設に搬入される粗大ごみは、可燃系・不燃系・資源系に分けます。 ● 中間処理後分別された可燃系の一部（プラスチック、木片等）はR P F（固形燃料）化し、燃料として再資源化しています。その他は、民間の焼却施設において焼却処理しています。 ● 不燃系は、破碎・選別処理後、残さを大阪湾広域臨海環境整備センターが運営する最終処分場（大阪湾フェニックス）等で埋立処分しています。 ● 資源系（鉄、アルミ等）は、リサイクル処理業者に引き渡しています。
燃やさないごみ	<ul style="list-style-type: none"> ● 中間処理施設に搬入される燃やさないごみは、資源系・不燃系に分けます。 ● スチール缶、アルミ缶、鉄くず類は、中間処理施設に搬入後、選別・プレス処理し、有価物としてリサイクル処理業者に引き渡しています。 ● びん・ガラス類は、中間処理施設にて選別後、直接、ガラス原料商に引き渡しています。また、一部は（公財）日本容器包装リサイクル協会を通じ再商品化されています。 ● ビニール・プラスチックごみは、選別後一部はR P F（固形燃料）化を行い、残さは容器包装不適物と併せて焼却処理しています。 ● 不燃性残さは、大阪湾広域臨海環境整備センターが運営する最終処分場（大阪湾フェニックス）等で埋立処分をしています。 <p>※中間処理施設の処理工程で発生した残さは、特に記載のない場合、民間の焼却施設にて焼却しています。</p>
資源ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ● プラスチック製容器包装は、中間処理施設にて不適物を除去し、（公財）日本容器包装リサイクル協会を通じ再商品化しています。 ● ペットボトルはサントリーグループとの覚書に基づく「ボトル to ボトル」による水平リサイクルをしています。
拠点回収	<ul style="list-style-type: none"> ● 古紙類は、収集後、古紙業者へ売却しています。 ● 拠点回収された使用済乾電池は、環境の森センター・きづがわに一時保管され、リサイクル処理業者に引き渡しています。
集団回収	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の古紙回収団体が、古紙・古布類を回収し、古紙業者に引き渡しています。
直接搬入	<ul style="list-style-type: none"> ● 可燃系ごみは、環境の森センター・きづがわに搬入しています。 ● 不燃系ごみ（粗大ごみ及び資源ごみを含む。）は、中間処理施設に搬入しています。
事業系ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業系ごみは、直接搬入や許可業者により環境の森センター・きづがわに搬入し、焼却処理した後、焼却残さを大阪湾広域臨海環境整備センターが運営する最終処分場（大阪湾フェニックス）で埋立処分しています。

(5) ごみ排出量の実績

① 種類別排出量

本町におけるごみ排出量の実績を表2-7、図2-7に示します。平成27年度以降ごみ総排出量は横ばいで推移しています。令和3年度のごみ総排出量は10,565 t/年です。このうち、家庭系ごみは8,515 t/年(約81%)を占めています。さらに家庭系ごみのうち燃やすごみが最も多く家庭系ごみの約66%を占めています。

表2-7 各ごみの排出量の実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
家庭系ごみ(t)	9,290	8,933	9,063	8,883	8,915	8,816	8,515
燃やすごみ	5,658	5,351	5,516	5,454	5,700	5,711	5,603
粗大ごみ	349	367	356	431	466	527	446
燃やさないごみ	733	722	723	696	615	645	601
資源ごみ	644	659	663	606	498	495	477
拠点回収	47	39	41	40	35	46	40
集団回収	1,778	1,732	1,645	1,576	1,515	1,321	1,274
直接搬入ごみ	81	63	117	80	87	71	75
事業系ごみ(t)	1,349	1,440	1,541	1,829	2,160	2,085	2,050
ごみ総排出量(t)	10,639	10,373	10,604	10,712	11,075	10,901	10,565

出典：精華町実績

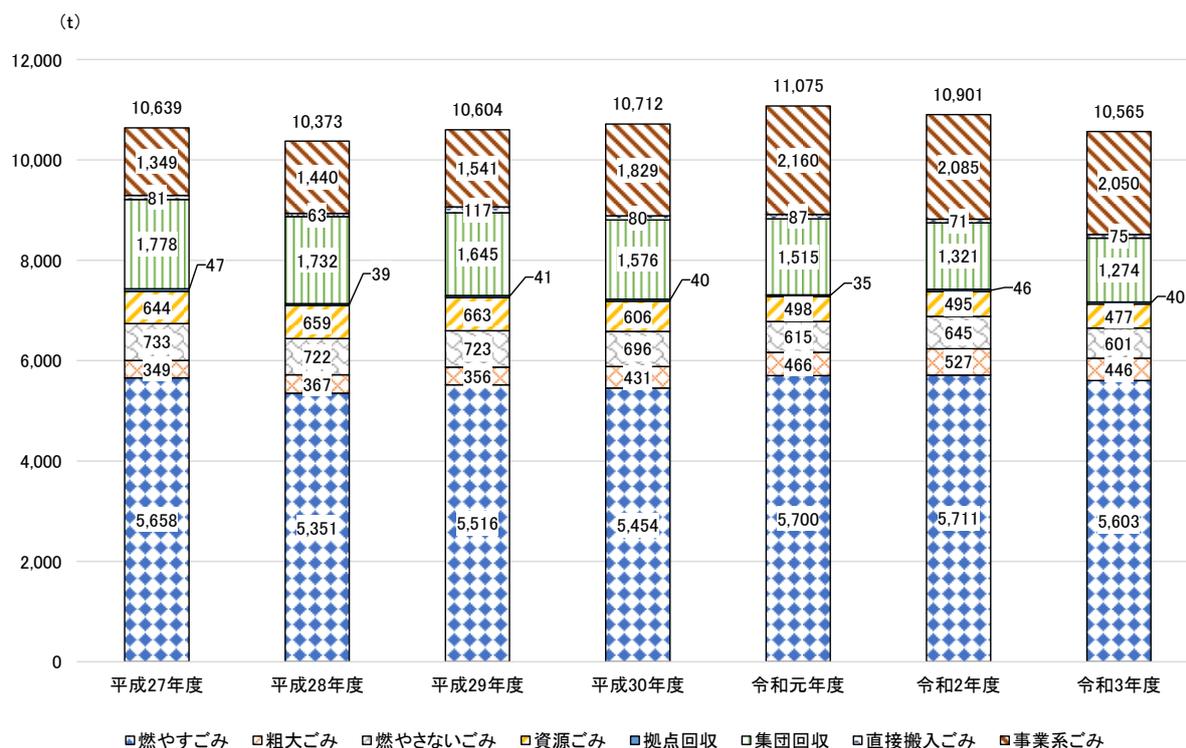


図2-7 各ごみの排出量の実績

② 種類別増加度

平成27年度のごみ排出量を1とした時のごみの種類別の5年間の増加度を図2-8に示します。この場合、全体量が減った上で燃やすごみや粗大ごみ等は減少傾向であり、なおかつ資源ごみや拠点回収ごみ等は増加傾向にある方が良い状態といえます。

家庭系ごみでは、直接搬入ごみが年によって大きく増減し、粗大ごみ以外は減少傾向で推移していますが、粗大ごみは令和2年度をピークに令和3年度で1.28倍に増加しています。

また事業系ごみについても平成27年度以降増加しており、令和元年度をピークに令和3年度では1.52倍に増加しています。

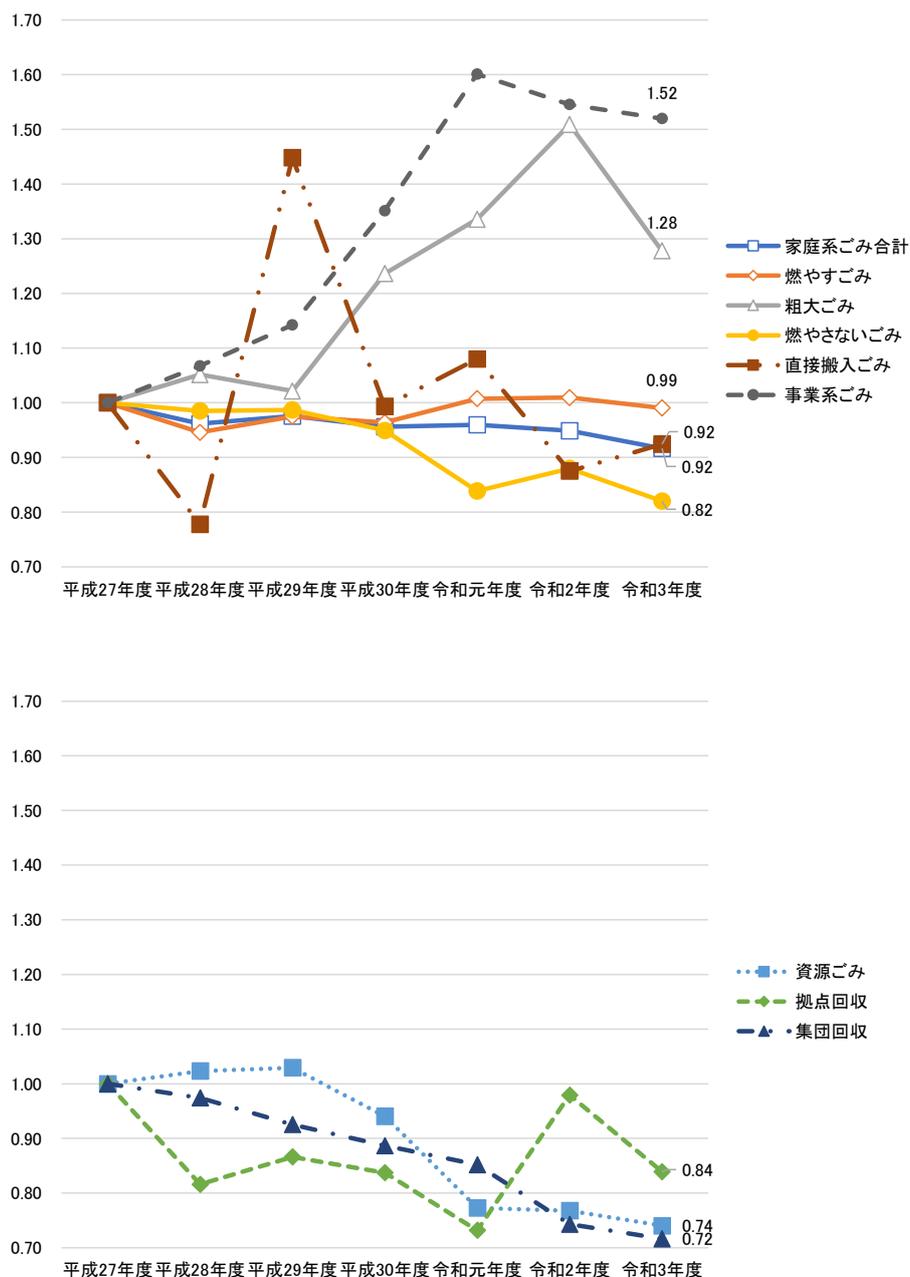


図 2-8 排出量の増加度

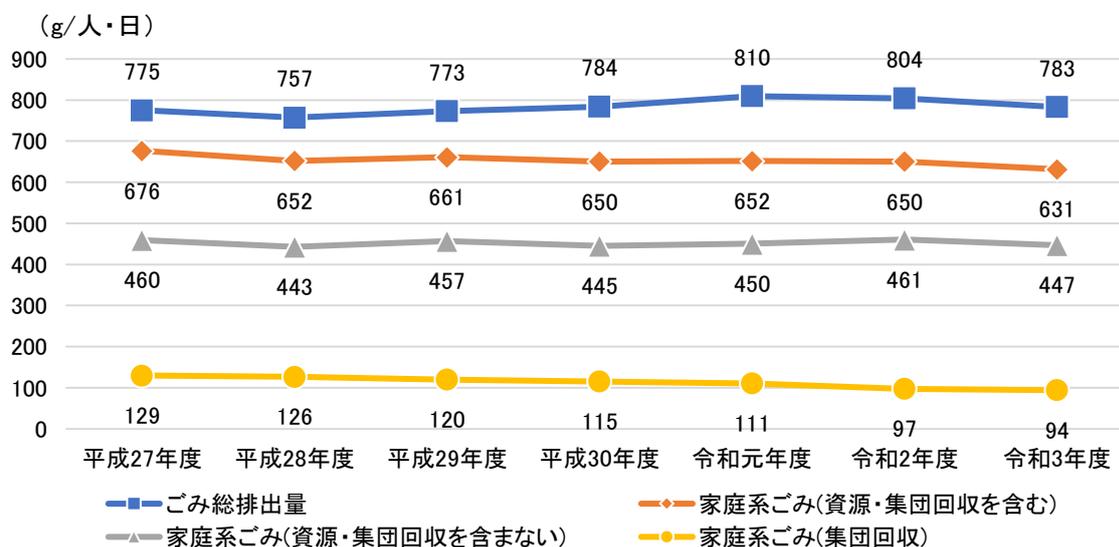
③ ごみ排出量原単位

本町のごみ総排出量の原単位（1人1日あたりのごみ排出量）の実績を表2-8、図2-9に示します。令和3年度におけるごみ総排出量原単位は、783g/人・日です。ごみの総排出量自体は近年減少傾向で推移していますが、人口が減少しているため、ごみ総排出量原単位は横ばい傾向を示しています。

表2-8 各ごみ排出量原単位の実績

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ごみ総排出量(g/人・日)	775	757	773	784	810	804	783
家庭系ごみ (g/人・日)	資源・集団回収を含む	676	652	661	650	652	631
	資源・集団回収を含まない	460	443	457	445	450	447
	集団回収	129	126	120	115	111	94

出典：精華町実績



$$\text{※ 各ごみ排出量原単位 (g/人・日)} = \frac{\text{ごみ総排出量 [t/年]} \times 10^6}{\text{人口 [人]} \times 365 \text{ 又は } 366 [\text{日}]}$$

図2-9 各ごみ排出量原単位の実績

⑤ 資源類の分別収集量

本町では、カン類・びん類を含む燃やさないごみの分別収集、プラスチック製容器包装の分別収集、ペットボトルの分別収集（令和2年度以前は拠点回収）、使用済乾電池、古紙類、使用済小型家電の拠点回収を行っています。分別品目ごとの収集量の実績を表2-9、図2-11に示します。燃やさないごみ、プラスチック製容器包装は減少傾向、その他については横ばい傾向にあります。

表2-9 分別収集量の実績

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
燃やさないごみ(t/年)	733	722	723	696	615	645	601
プラスチック製容器包装(t/年)	583	598	600	534	428	419	393
ペットボトル(t/年)	61	61	63	72	70	76	84
古紙類(t/年)	38	28	32	28	25	37	28
使用済小型家電(t/年)	1	1	2	3	4	4	4
使用済乾電池(t/年)	8	10	8	10	9	8	10
蛍光灯リサイクル回収(t/年)	1	1	1	1	1	1	1

出典：精華町実績

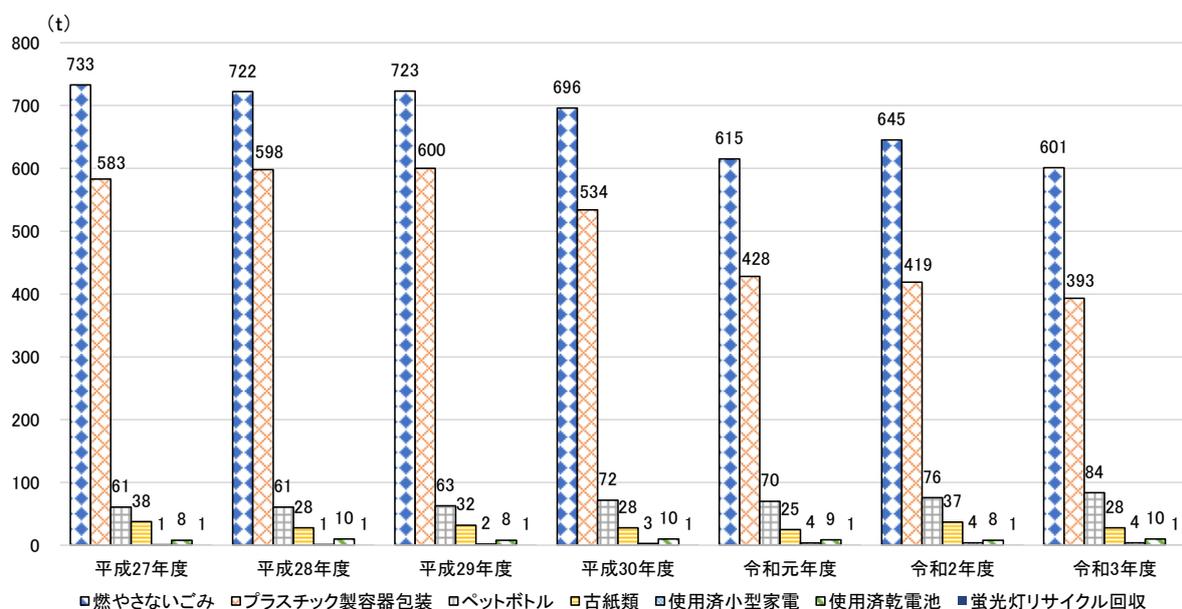


図2-11 分別収集量の実績

⑥ 資源化量

本町における資源化量の実績を表2-10、図2-12に示します。資源化率(ごみ総排出量に対する資源化量)は低下傾向で推移し、令和3年度には平成27年度から4.5ポイント低下の23.5%となっています。

表2-10 資源化量の実績

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ごみ総排出量(集団回収含む。)(t/年)	10,639	10,373	10,604	10,712	11,075	10,901	10,565
ごみ総排出量原単位(g/人・日)	775	757	773	784	810	804	783
資源化量(t/年)	2,976	2,863	2,794	2,801	2,754	2,573	2,486
カン類(鉄・アルミ)	199	178	200	233	215	246	211
びん	153	145	156	148	112	121	121
プラスチック製容器包装	504	473	501	465	470	425	410
ペットボトル	60	60	63	69	70	78	73
紙・布類	1,826	1,771	1,688	1,617	1,552	1,370	1,313
紙製容器包装	0	0	0	0	0	0	0
その他(廃乾電池)	16	19	16	21	19	8	10
RPF(固形燃料化)	218	217	169	248	316	325	348
資源化量原単位(g/人・日)	217	209	204	205	201	190	184
資源化率(%)	28.0	27.6	26.3	26.2	24.9	23.6	23.5

出典：精華町実績

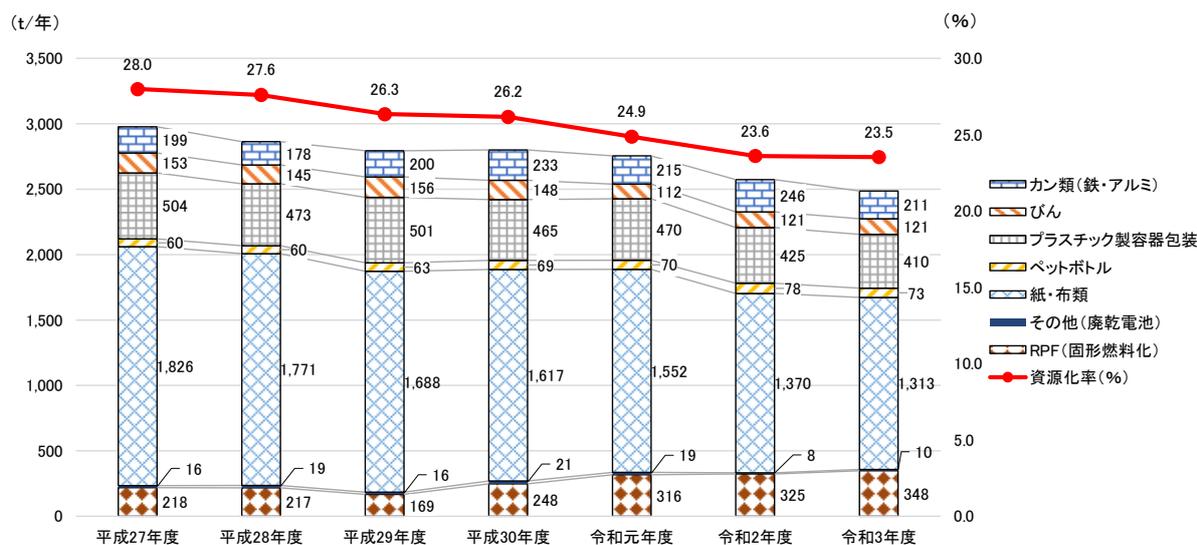
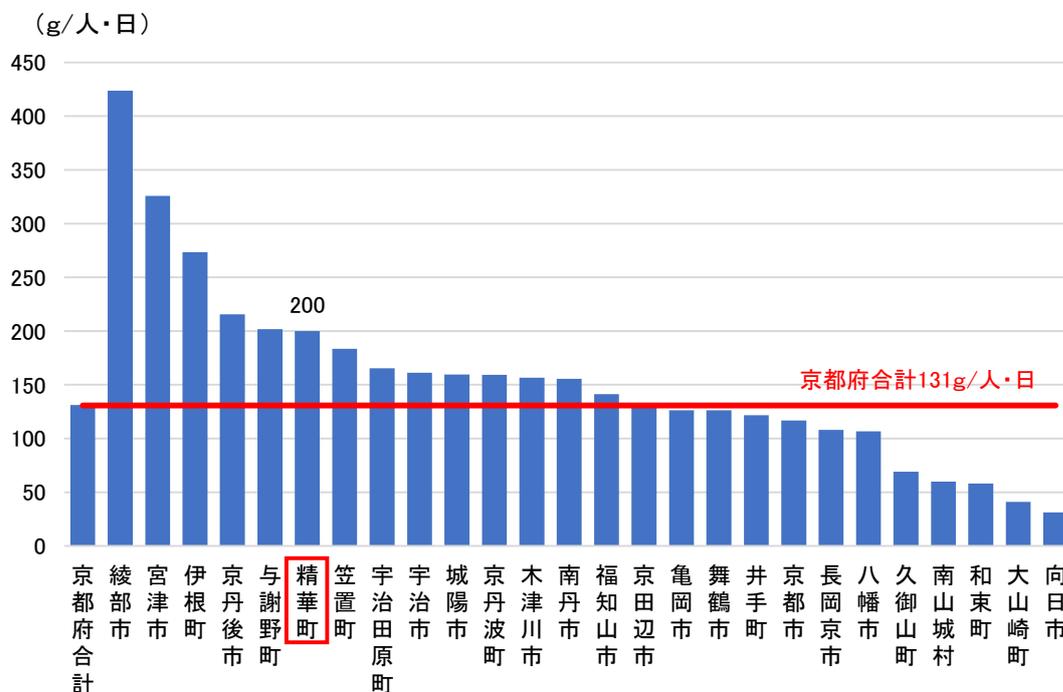


図2-12 資源化量の実績

⑦ 資源化量原単位の他都市との比較

令和元年度のごみ総排出量原単位中の資源化量原単位の京都府内各市町村との比較を図2-13に示します。資源化量原単位において、本町は府内でも6番目に資源化量が多く、京都府平均値を上回っています。



$$\text{※資源化量原単位 (g/人・日)} = \frac{\text{総資源化量(資源ごみ収集量+集団回収量+施設処理に伴う資源化量) [t/年]} \times 10^6}{\text{人口[人]} \times 365 \text{ 又は } 366[\text{日}]}$$

※京都府が集計し公表している数値であり、人口の基準月の違いなどにより、本町の実績値とは原単位が異なります。

出典：「令和元年度一般廃棄物処理等の概要」（京都府）

図2-13 京都府内各市町村の資源化量原単位(令和元年度)

(6) 燃やすごみの組成

平成29年12月に行った「燃やすごみの組成調査」において、家庭から排出された燃やすごみの約半分は生ごみ等の食品廃棄物です。そのうち半分近くが「手つかずのまま捨てられる食品（手つかず食品）」と「食べ残し」による食品ロスとなっています。

「手つかずのまま捨てられる食品（手つかず食品）」は、生鮮食品、加工食品、調理済み食品が多くみられ、その後実施した発生要因調査では、「忘れていた」、「時間が経って傷んだ」、「期限切れになった」として処分されているものが多くありました。

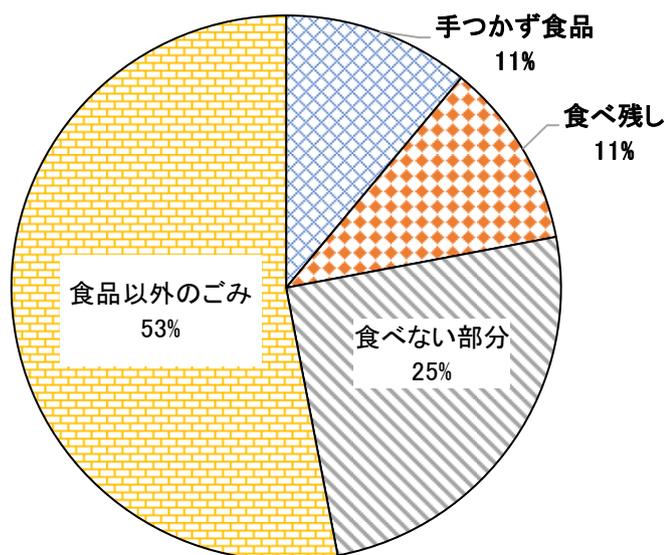


図 2-14 燃やすごみの組成割合

(7) ごみの減量化・再生利用の状況

① ごみの排出抑制及び資源化への取組

ごみの発生排出抑制及び資源化促進のための施策は、カン類・びん類の分別収集に始まり、使用済乾電池の拠点回収、古紙回収事業実施補助金の交付、生ごみ堆肥化普及団体への助成、古紙類の分別収集、資源有効利用設備設置費補助金の交付等を実施しています。

また、平成9年4月の「容器包装リサイクル法」の一部施行を受け、同年度よりペットボトルの分別収集、平成10年度より紙パックの拠点回収（平成20年度から古紙類の分別収集へ移行）、同法律が本格施行された平成12年度からはプラスチック製容器包装の分別収集を開始、平成20年から廃食用油の回収、平成24年度から行っている使用済インクカートリッジの回収は4か所に増設、平成25年度から行っている使用済小型家電の回収は7か所に増設しました。

さらに平成30年度からは水銀使用廃製品の回収、令和2年度からは小型充電式電池の回収、さらに令和3年度からペットボトルは燃やさないごみの収集場所にて月2回の回収に変更等、ごみの減量化・再生利用に取り組んでいます。

表 2-11 排出抑制及び資源化への取組

項目	内容
カン類・びん類の分別収集	燃やさないごみの収集場所にて月2回分別回収
使用済乾電池の拠点回収	回収容器設置場所にて随時回収
古紙回収事業実施補助金の交付	新聞紙・雑誌・ダンボール・紙パック・その他のリサイクルできる紙の古紙、古布、アルミ缶の自治会や子供会等の団体による集団回収の補助 (平成4年4月開始)
生ごみ堆肥化普及団体への助成	生ごみ堆肥化普及団体への助成金交付 (平成7年度開始)
ペットボトルの分別収集	ペットボトルの分別収集の開始 (平成9年4月開始)
プラスチック製容器包装の分別収集	燃やさないごみの収集場所にて週1回回収 (平成12年4月開始)
資源有効利用設備設置費補助金の交付	生ごみ自家処理設備の設置に対する補助 (平成13年4月開始)
古紙類の分別収集	地区集会所等で月1回分別回収(一部地域除く。) (平成20年4月開始)
廃食用油の回収	地区の集会所で廃食用油を回収(一部地域) (平成20年4月開始)
使用済インクカートリッジの回収	町役場・精華町コミュニティホール・かしのき苑・むくのきセンターの4ヶ所にて随時回収 (平成24年4月開始)
使用済小型家電の回収	町役場・むくのきセンター・精華町コミュニティホール・かしのき苑・MEGA ドン・キホーテ UNY 精華台店・コープ祝園駅店・けいはんなプラザの7ヶ所にて随時回収 (平成25年12月開始)
水銀使用廃製品の回収	町役場環境推進課窓口にて回収 (平成30年4月開始)
小型充電式電池の回収	町役場環境推進課窓口にて回収 (令和2年12月開始)
ペットボトルの回収方法の変更	燃やさないごみの収集場所にて月2回収に変更 (令和3年4月変更)

② 集団回収の実績

本町では、「精華町古紙回収事業実施補助金交付要綱」を制定し、平成4年度より、各家庭からごみとして排出される以前に、地域において再生利用できる古紙類の回収を実施している団体を支援しています。実施団体としては、各地域の自治会や子供会等があります。集団回収は減少傾向にあり、令和3年度では1,274 t/年となります。

表 2-12 集団回収の実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
集団回収(t/年)	1,778	1,732	1,645	1,576	1,515	1,321	1,274
集団回収(g/人・日)	129	126	120	115	111	98	94
補助金交付額(千円)	3,678	3,569	3,496	3,371	3,061	2,650	2,602

出典：精華町実績

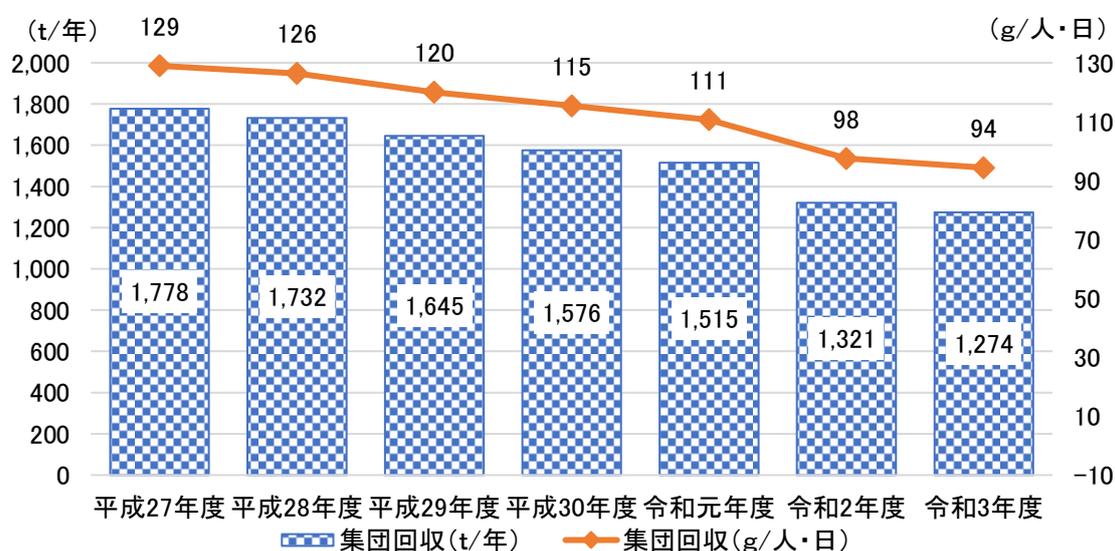


図 2-15 集団回収の実績

③ 生ごみ減量化の実績

本町は、ごみ減量の一環として、一般的に燃やすごみの中で多くの割合を占める生ごみの減量化を推進しています。この具体的な取組として資源有効利用設備設置費補助金の交付により生ごみ自家処理設備の設置を推奨することで生ごみの減量化を促進し、家庭におけるごみ処理に対する意識の向上を図っています。対象となる生ごみ自家処理設備は、電器式とコンポスト等の堆肥化容器（ボカシ容器）です。生ごみ自家処理設備設置件数は近年増加傾向にあり、令和3年度は電器式が13件、ボカシ容器は10件となっています。

表 2-13 生ごみ自家処理設備設置補助の実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
電器式(件)	6	7	3	3	11	21	13
ボカシ容器(件)	5	6	5	2	5	3	10
補助金額(円)	123,700	163,100	70,600	63,590	185,000	270,600	251,700

出典：精華町実績

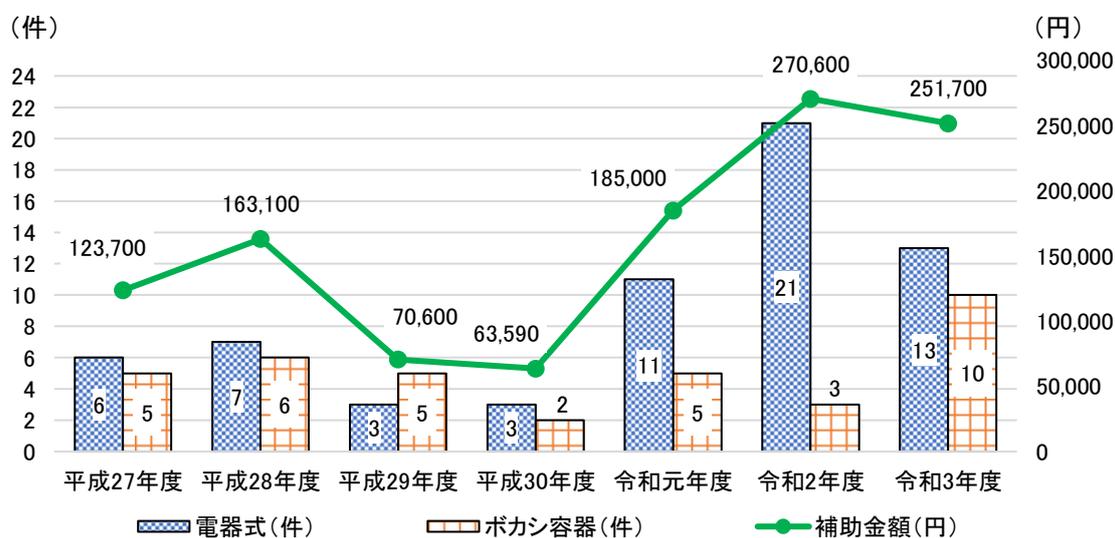


図 2-16 生ごみ自家処理設備設置補助の実績

(8) ごみ処理の実績

① 収集運搬の状況

令和4年度における計画収集地域は本町全域です。表2-14に本町における収集状況を示します。また、図2-17には処理施設の位置関係及び収集区域を示します。

表2-14 収集状況

区分	収集方式	収集頻度	収集形態
燃やすごみ	ステーション 拠点収集	週2回	直営・委託
粗大ごみ	ステーション 拠点収集	年5回	委託
燃やさないごみ	ステーション 拠点収集	月2回	委託
プラスチック製容器包装	ステーション 拠点収集	週1回	委託
ペットボトル	ステーション 拠点収集	月2回	委託
古紙類	集会所等	月1回	直営
使用済乾電池	拠点回収	随時	直営

出典：精華町ごみの分別辞典 保存版（令和3年4月発行）

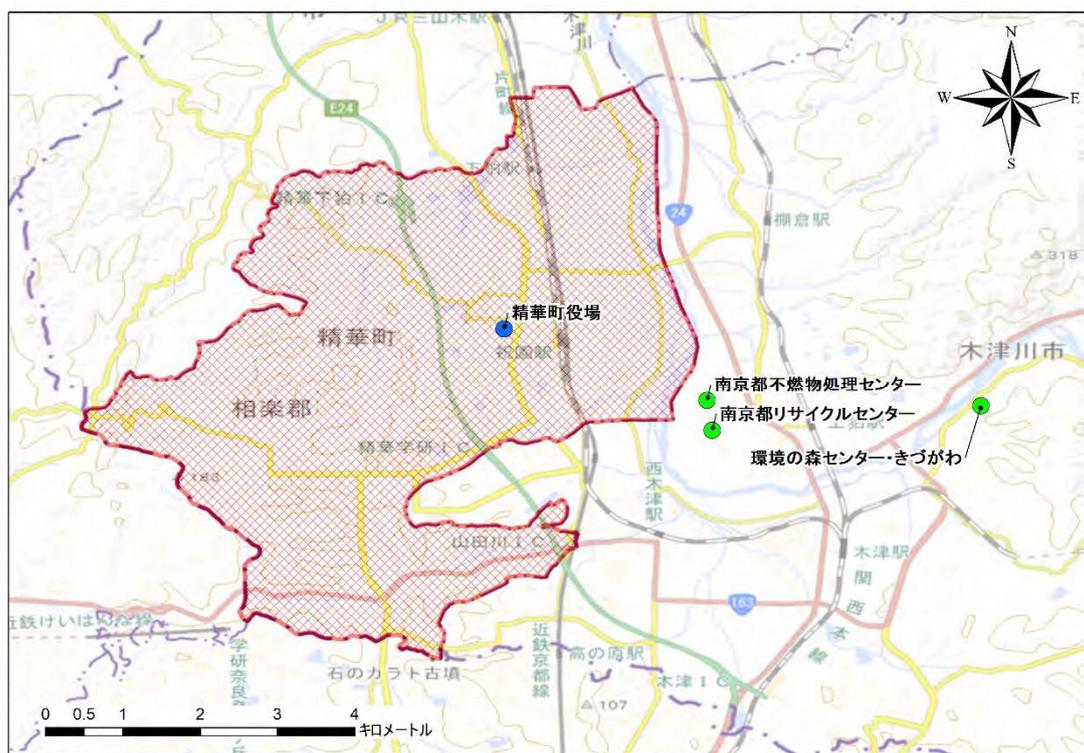


図2-17 処理施設の位置関係及び収集区域

② 中間処理の状況

表 2-15 に各中間処理施設の処理対象物を示します。また、表 2-16 から表 2-23 に各施設の概要及び処理実績（搬入量）を示します。

表 2-15 中間処理施設の処理対象物

区 分	環境の森センター ・きづがわ	中間処理施設	
		不燃物処理	減容化 ^(注)
家庭系ごみ	燃やすごみ	・資源ごみ ・燃やさないごみ (スチール缶・金属類、スプレー缶)	・資源ごみ
事業系ごみ	可燃系ごみ	—	—

(注) ごみの容積(かさ)を減らすこと。

<木津川市精華町環境施設組合ごみ焼却施設>

表 2-16 木津川市精華町環境施設組合ごみ焼却施設の施設概要

施設名	環境の森センター・きづがわ
所在地	木津川市鹿背山川向 1-2
稼働開始	平成30年9月13日
施設規模	94t/24h (47t/日×2炉)
焼却炉形式	全連続燃焼ストーカ方式
発電設備	復水式タービン発電機 1,220kW

出典：木津川市精華町環境施設組合ごみ焼却施設の概要

表 2-17 木津川市精華町環境施設組合ごみ焼却施設の処理実績

ごみ焼却施設		相楽郡西部塵埃処理組合ごみ焼却施設				環境の森センター・きづがわ			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
搬入量	家庭系ごみ	9,872	9,676	9,704	881	15,145	16,895	17,296	17,364
	事業系ごみ	3,519	3,855	4,049	388	5,199	6,402	6,314	6,353
	可燃ごみ計	13,391	13,531	13,753	21,613	23,297	23,610	23,717	

出典：精華町実績

<中間処理施設(1)>

表 2-18 中間処理施設(1)の施設概要

施設名	南京都リサイクルセンター
所在地	京都府木津川市山城町上狛西明官1番地1
稼働開始	平成23年11月1日
主な設備	粗大ごみ破碎選別機、ペットボトル破袋選別・圧縮梱包ライン設備、プラスチック製容器包装破袋選別・圧縮梱包ライン設備、固形燃料化生産設備
処理対象物	粗大ごみ・ペットボトル
公称能力	5t未満/日

出典：中間処理施設の概要

表 2-19 中間処理施設(1)の処理実績

項目	(t/年)						
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ペットボトル	60	60	63	69	70	78	73
粗大ごみ	429	430	473	511	553	597	521
合計	489	490	536	580	623	675	594

出典：精華町実績

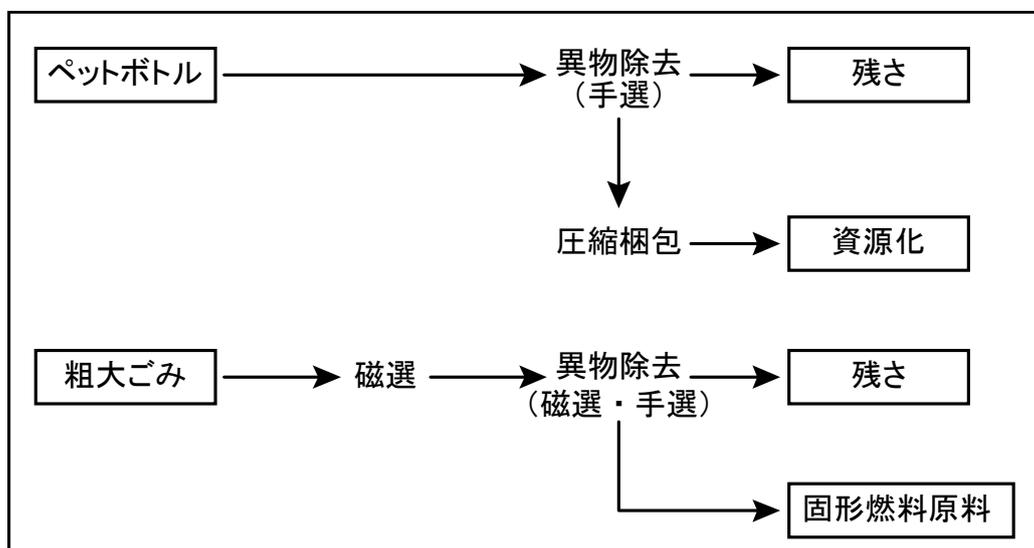


図 2-18 中間処理施設(1)の処理工程

<中間処理施設(2)>

表 2-20 中間処理施設(2)の施設概要

施設名	南京都不燃物処理センター
所在地	京都府木津川市山城町上粕西殿 17 番地
稼働開始	昭和 51 年 6 月 1 日
主な設備	不燃物選別処理設備、マグネット式選別積込機、 プラスチック圧縮機、選別圧縮機、 プラスチック製容器包装破袋選別・圧縮梱包ライン設備
処理対象物	燃やさないごみ・資源ごみ
公称能力	24t/日

出典：中間処理施設の概要

表 2-21 中間処理施設(2)の処理実績

項目	(t/年)						
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
カン・鉄くず類	179	178	200	233	215	246	211
びん・ガラス類	153	145	156	148	112	121	121
プラスチック製容器包装	503	473	501	465	470	425	410
古紙類	10	11	11	12	12	12	11
合計	845	807	868	858	809	804	753

出典：精華町実績

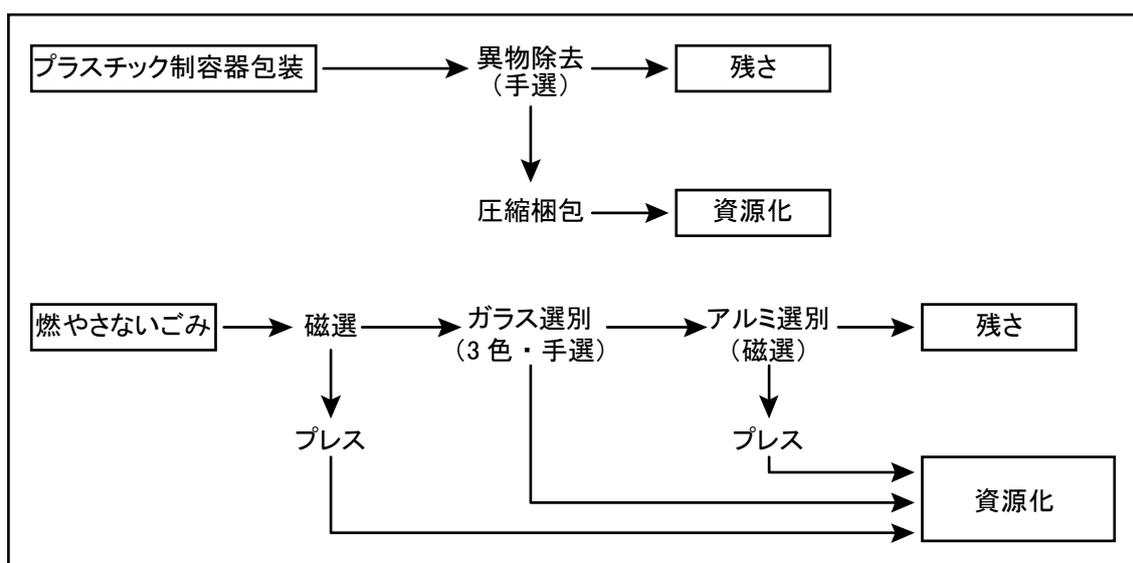


図 2-19 中間処理施設(2)の処理工程

③ 中間処理施設での中間処理で発生した残さの量

中間処理施設で発生した残さは減少傾向にあり、令和3年度では233 t/年です。

表 2-22 中間処理施設での中間処理で発生した残さ

項目	(t/年)						
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
中間処理施設で発生した残さ (可燃性・不燃性)	378	387	450	381	277	301	233

出典：精華町実績

④ 最終処分の状況

本町では、燃やすごみの焼却残さ及び不燃性残さは大阪湾広域臨海環境整備センターが運営する最終処分場にて埋立処分を行っています。

表 2-23 最終処分実績

項目	(t/年)						
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
焼却残さ(ごみ焼却施設)	813	817	794	836	935	934	927
不燃性残さ	160	177	204	195	167	185	186
合計	973	994	998	1,031	1,102	1,119	1,113

出典：精華町実績

(9) ごみ処理体制

① 運営管理体制

ごみ処理の運営管理については、健康福祉環境部環境推進課に位置付けられており、生活環境の保全及び環境衛生の向上を推進しています。ごみ処理の運営方法について、表2-24に示します。

表2-24 運営方法

区 分		収集運搬	中間処理	最終処分		
家庭系ごみ	収集ごみ	燃やすごみ	直営・委託	直営（組合）	委託	
		粗大ごみ	委託	委託	委託	
		燃やさないごみ	カン・鉄くず類	委託	委託	委託
			びん・ガラス類	委託	委託	委託
			ビニール・プラスチックごみ	委託	委託	委託
		資源ごみ	プラスチック製容器包装	委託	委託	委託
			ペットボトル	委託	委託	委託
		拠点回収	古紙類	直営	委託	—
			使用済小型家電	直営	委託	—
			使用済乾電池	直営	直営（組合）	委託
	廃食用油		委託	委託	—	
	使用済インクカートリッジ		直営	委託	—	
	集団回収（地域の古紙回収団体による回収）		団体	—	—	
	直接搬入ごみ		排出者	委託	委託	
事業系ごみ		排出者 許可業者	直営（組合）	委託		

② ごみ処理費用

本町におけるごみ処理費用を表2-25、図2-20に示します。令和3年度のごみ処理費用は約2億9,300万円です。ごみ1tあたりにすると約27,800円です。また、1人あたりにすると約7,900円になります。

表2-25 ごみ処理費用の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
人口(人)	37,530	37,531	37,579	37,417	37,380	37,141	36,962
年間収集処分に係る費用(千円)	312,891	314,370	316,008	319,737	307,269	306,760	293,674
1日あたりの処分経費(千円)	855	861	866	876	840	840	805
1人あたりの処分経費(千円)	8.3	8.4	8.4	8.5	8.2	8.3	7.9
1tあたりの処分経費(千円)	29.4	30.3	29.8	29.8	27.7	28.1	27.8
ごみ総排出量(t/年)	10,639	10,373	10,604	10,712	11,075	10,901	10,565

※1日あたりの処分経費(千円) = 年間収集処分に係る費用(千円) ÷ 365日又は366日

※1人あたりの処分経費(千円) = 年間収集処分に係る費用(千円) ÷ 人口(人)

※1tあたりの処分経費(千円) = 年間収集処分に係る費用(千円) ÷ ごみ排出量(t/年)

出典：精華町実績

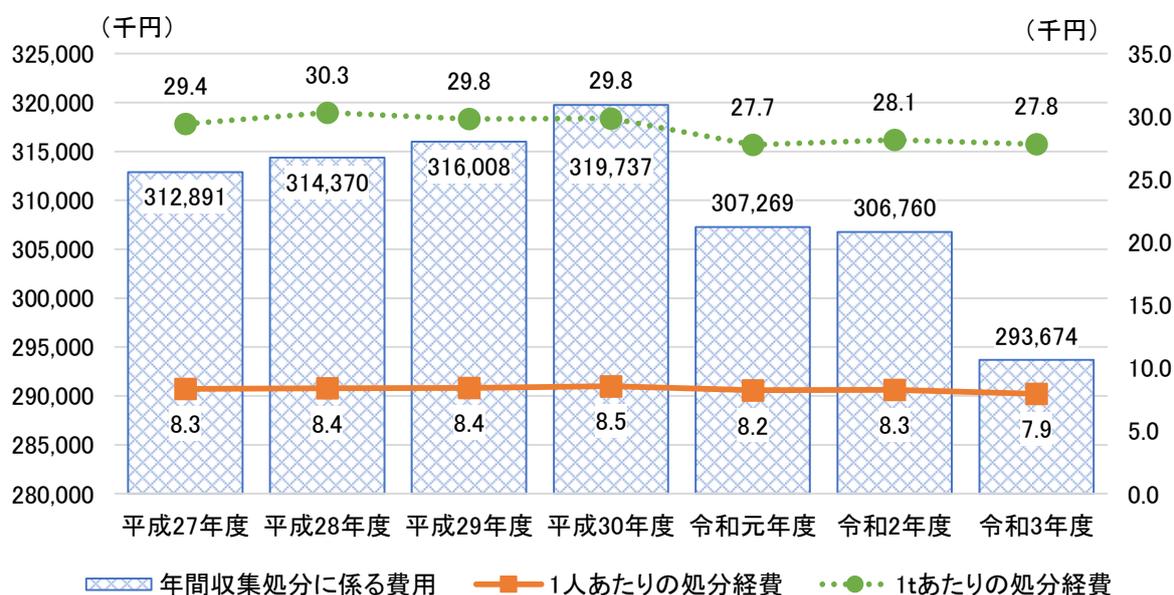


図2-20 ごみ処理費用の推移

(10) ごみ減量に関わる事業

平成22年度から令和3年度に実施したごみ減量に関わる主な事業を表2-26に示します。

表2-26 各年度のごみ減量に関わる主な事業

年度	事業名
平成22年度	前基本計画見直し
平成23年度	ごみ減量に関する中学校への出前授業(11月)
平成24年度	使用済インクカートリッジの里帰りプロジェクト参加(4月)
	プラスチックのRPF(固形燃料)化リサイクル開始(4月)
平成25年度	使用済小型家電リサイクル回収開始…3拠点でのボックス回収(12月)
	ごみ減量化等検討会組織(1月)
	団体への使用済小型家電リサイクルに関する出前授業実施(2月)
平成26年度	使用済小型家電リサイクル回収追加…イベント回収、啓発実施
平成27年度	「その他のリサイクルできる紙」回収対象追加、啓発実施(4月)
	マイボトル使用啓発イベント実施(8月)
	生ごみ水切り実証事業参加の呼びかけ出前授業(12月、1月)
	生ごみ水切り実証事業実施(1月～2月)
	ごみ減量化等検討会「ごみ減量化に向けた提言」(3月)
平成28年度	小学生への生ごみ水切り・マイボトル・食品ロスの出前授業実施(7月)
	使用済小型家電リサイクル回収拠点の追加(7月)
	住民団体へのプラスチック製容器包装に関する出前授業(10月)
	現計画策定
平成29年度	食品ロス削減に向けて社会実験研究を京都府立大学と共同で実施(平成29年度～令和元年度)
	燃やすごみ中の食品廃棄物に係る組成調査を実施
平成30年度	新クリーンセンター「環境の森センター・きづがわ」稼働
	フードドライブ実施
	使用済小型家電の宅配回収実施事業者と連携協定締結
	水銀使用廃製品の窓口回収実施
令和元年度	精華町食品ロス削減キャンペーン実施
令和2年度	充電電池(小型充電式電池)の窓口回収実施
令和3年度	サントリーグループとペットボトルのボトルtoボトルリサイクル事業に関する覚書を締結(令和4年4月から実施)

第3節 方策の実施状況

現計画におけるごみ排出抑制・減量化のための方策の進捗は以下の通りです。

【進捗状況の判定基準】

○：方策等を実施している

△：方策等を一部実施している

×：方策等を実施していない、または実施状況が確認できない

(1) 資源化

方 策	内 容	進捗状況
資源回収システムの整備・維持	○「容器包装リサイクル法」に基づいた容器包装廃棄物の分別収集を維持し、資源化を図っていきます。分別の徹底等、住民に対して分別排出の協力要請、意識啓発を図っていきます。	令和3年11月から、精華町ごみ分別アプリを配信開始。 令和3年4月から、ペット
	○資源回収、再資源化システムの円滑な維持・運用を図るため、行政、住民、住民団体、排出事業者、中間処理業者の各主体の役割、責任を明確にし、資源回収・再資源化システムの整備、維持を図っていきます。	○ ボトルの回収方法を変更。令和4年4月からサントリーグループとペットボトルのボトル to ボトルリサイクル事業開始。
混入ごみの分別の徹底	○プラスチック類の中に、分別が不徹底なものが多く見られます。また、特に、生ごみの中にもかなりの割合でプラスチック類が混入されているため、分別収集の徹底により、資源化を推進していきます。	× 小さなプラスチック製品、汚れたプラスチック製容器包装を燃やすごみとしたため、一部で分別に混乱が生じている。
	○一般的に燃やすごみの中で多くの割合を占めるその他のリサイクルできる紙について、古紙類への排出のPRを図り、燃やすごみ量の減量を推進します。	△ ごみの分別辞典、ごみ分別アプリで啓発を実施。

(2) 自家処理

方 策	内 容	進捗状況
ごみの堆肥化	○ごみ減量の一環として、一般的に燃やすごみの中で多くの割合を占める生ごみの堆肥化を推進しています。具体的な取組として、平成13年4月から家庭生ごみ自家処理容器設置費補助金（現在は、資源有効利用設備設置費補助金）の交付を行い、生ごみの減量化を促進し、家庭におけるごみ処理に対する意識の向上を図っています。今後は、設置された処理設備の適正な使用、継続的な使用を図るよう、適切な情報提供、使用状況の把握等のフォローアップを行っていきます。	△ 生ごみ処理設備設置件数は近年増加傾向にあり、家庭における処理に対する意識の向上は見られるが、使用状況の把握等フォローアップはできていない。

(3) 排出（発生）抑制

方 策	内 容	進捗状況
住民の具体的な取組の促進	○過剰包装や無駄な消費を抑制するため、買い物袋やマイボトル持参運動、食べきり（食べ残し削減）運動や水切り運動等を展開します。	○ 令和元年度から食品ロス削減キャンペーンを実施。 国のレジ袋有料化により買物袋持参が浸透。
	○グリーン購入の普及を促進します。	× 積極的な推進が必要。
	○住民・事業者の堆肥化等の自家処理及び古紙等の民間ルートにおける資源化の推進を図っていきます。	△ 精華町生ごみ減量・堆肥化推進協議会の活動を中心に、堆肥化を推進。 民間の回収ステーションによる独自のリサイクルルートが構築されつつあるが、現状では町が推進や指導ができていないため、もう少し町として関与が必要。

方 策	内 容	進捗状況
事業系ごみ減量促進行動の啓発	○事業者へごみ減量取組事例の紹介、廃棄物処理法や食品リサイクル法等の法制度に関する情報提供を行う等、ごみ減量促進行動の啓発を図っていきます。	× 事業系ごみは増加傾向にあり、実態把握を行いリサイクルマニュアルを作成するなどし、ごみ減量化への積極的な啓発が必要。
	○町内に新規に立地する事業者に対して、多量排出事業所への減量に関する情報提供の充実等、事業者のごみ減量を促します。	△ 新規立地の事業者へは開発指導時に意見を述べているが、その後のフォローアップはできていない。

(4) 体制整備

方 策	内 容	進捗状況
ごみ減量に係る 住民組織・体制の整備	○本町のごみ処理行政については、健康福祉環境部環境推進課に位置付けられており、住民の生活環境保全及び環境衛生向上を目指し取り組んでいます。さらに、ごみの減量、リサイクルといった循環型社会を実現するために、ごみ減量化等検討会等を必要に応じて設置し、各種検討を行います。	× 近年新型コロナウイルスによる影響のため、ごみ減量化等検討会等の設置が必要に応じて設置できていない。

(5) 啓発、教育、支援

方 策	内 容	進捗状況
ホームページの充実等、 情報の提供	○本町ホームページにおいて、ごみ処理の仕組みやごみの出し方に関する記事を載せる等、掲載内容を工夫します。また、町広報誌においても、ごみ減量に係る情報を適宜提供していきます。	○ 精華町ごみ分別アプリやごみ分別辞典サイト「ごみサク」にて、分別方法の確認が可能。
普及啓発冊子の充実や 効果的な媒体の活用	○ごみの減量、リサイクルの促進や、ごみ排出マナーの向上を図るため、住民の実践行動に結びつくような普及啓発用の冊子により、多くの住民の関心を高めるような情報発信を図っていきます。	○ 「ごみの収集日程表」及び「ごみの分別辞典」を作成し、各戸配布してごみ収集日程・排出方法の徹底及び適正処理、減量リサイクルに向け啓発を実施
ごみの減量、リサイクルに関するイベントの支援	○住民団体が主催する参加体験型のイベントの開催を支援し、ごみの減量、リサイクルについての住民意識の向上を図っていきます。	△ 住民団体が主催するイベント等で出前講座を行っていたが、近年新型コロナウイルスによる影響のため、イベント等が行われていない。

方 策	内 容	進捗状況
ごみの減量及びリサイクル意識の向上に向けたイベント等の開催	○ごみの減量、リサイクルを効果的に進めていくため、イベント等を開催し、意識向上につなげます。	○平成30年度からフードドライブ、令和元年度から食品ロス削減キャンペーンを実施。
ごみの減量やリサイクル教育の充実	○ごみの減量、リサイクル問題を身近なものとして理解できるような学習の場、体験の場として、新たなごみ処理施設である環境の森センター・きづがわに設置される学習設備を積極的に活用します。	△処理施設の見学会を実施していたが、近年新型コロナウイルスの影響により、計画的に実施できない状況。
事業者のごみ減量の啓発	○多量排出事業者に対し、ごみ減量計画書の作成支援、効果的な減量施策を実施している事業者の事例紹介等、事業者の自主的な取組の啓発を図っていきます。	×事業系ごみは増加傾向にあり、実態把握を行いリサイクルマニュアルを作成するなどし、ごみ減量化への積極的な啓発が必要。

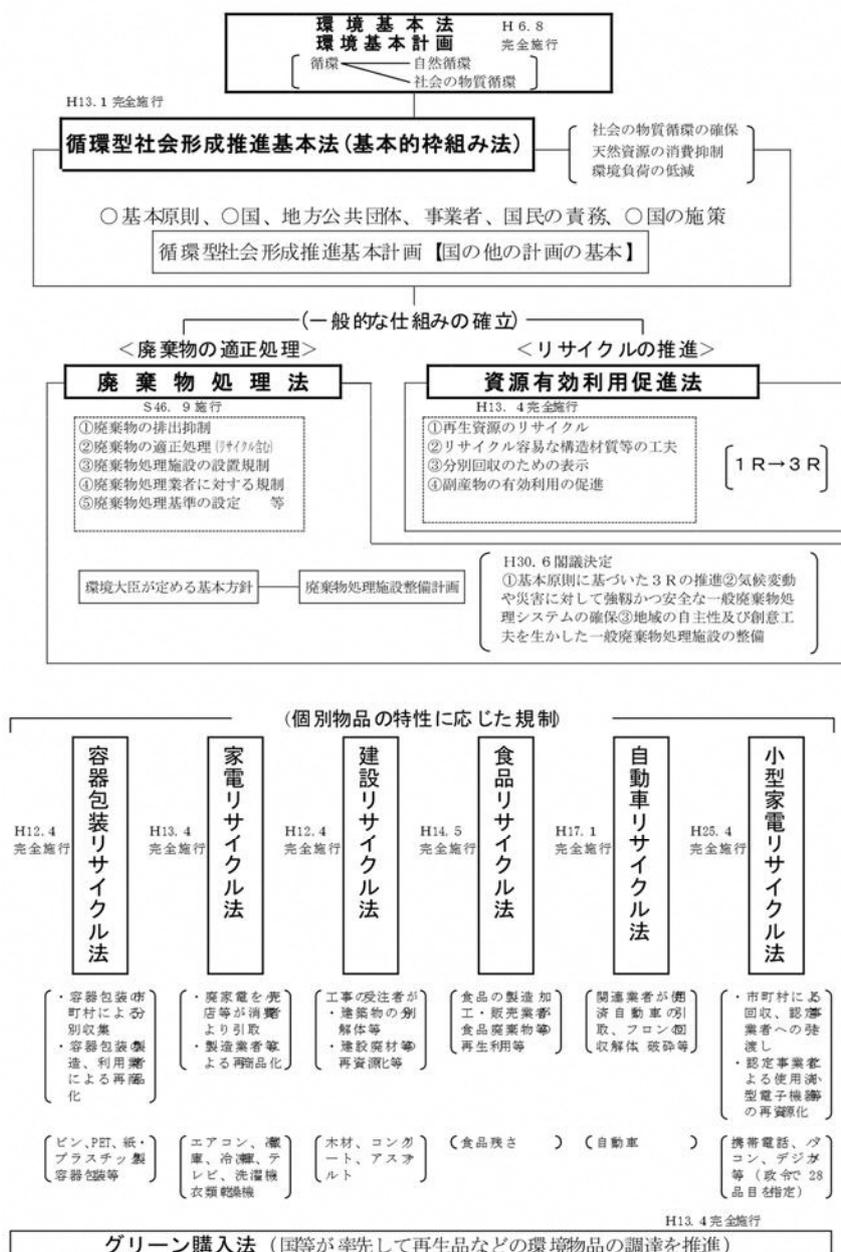
(6) 助成制度

方 策	内 容	進捗状況
古紙回収事業実施補助制度の継続	○古紙回収事業の推進により、重量比で燃やすごみの中に最も多くの割合を占める紙類の減量を図っていきます。	○デジタル化の影響もあり、集団回収は減少傾向にありますが、ごみの減量、リサイクルの意識向上に向け、今後も古紙回収事業実施補助制度を継続。
資源有効利用設備設置費補助金制度の継続	○資源有効利用設備設置費補助金制度において、生ごみ自家処理設備の普及を促し、生ごみの減量化や排出抑制を図っていきます。	○生ごみ処理設備設置件数は近年増加傾向にあり、家庭における処理に対する意識は向上。

第3章 ごみの処理環境の動向

第1節 関係機関の動向

循環型社会の形成の推進のための施策体系を図3-1に示します。循環型社会形成推進基本法を始めとする法律の整備や、令和4年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）」も施行され、重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環③適正処理の更なる推進と環境再生などを掲げ、その実現に向けて国が講ずべき施策を示しています。



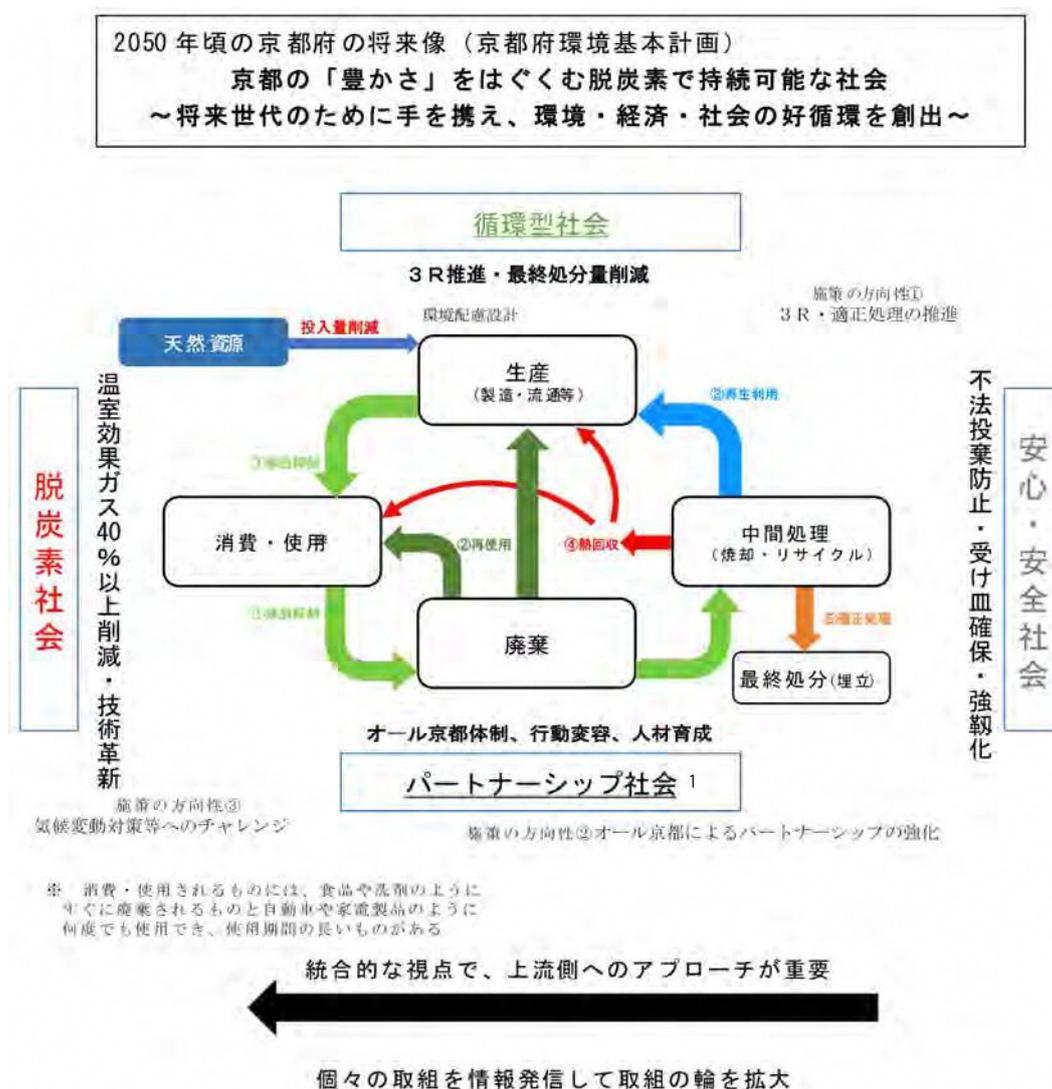
出典：「京都府環境白書（令和2年度版）」

図3-1 廃棄物を取巻く関係法令

第2節 京都府及び近隣市町村の動向

令和4年3月に「京都府循環型社会形成計画（第3期）」が策定され、京都府が目指す循環型社会のビジョンを図3-2に示します。持続可能な社会の実現のためには、健全な資源循環の推進や災害廃棄物処理を含む適正処理体制の確保に加えて、「グリーンリカバリー」の考え方も踏まえたコロナ危機と気候危機への対応など、環境への負荷を可能な限り低減し、自然と調和した新たなライフスタイルや社会の仕組みへの転換の実現を目指すとともに、SDGsの考え方を踏まえた環境・経済・社会の好循環の創出に向けた取組の推進が必要としています。

また京都府ではごみ処理の広域化を図るためのごみ処理広域化計画が今年度より検討されています。



出典：「京都府循環型社会推進計画（第3期）」

図3-2 京都府が目指す循環型社会のビジョン

¹ 関係者または機が連携・協力し、これによって創出される相乗効果を通して単独では実現困難な事業目的に達成する仕組みのこと。

第3節 ごみ処理技術の動向

ごみ処理の技術は資源化、減量化、減容化の3要素を組み合わせる技術であり、目的に応じてごみの種類別に採用の可否を決定する必要があります。

なお、ごみ処理の技術は、処理対象物・ごみ質・目的物の性状・目的物の用途により、様々な方式に細分化されます。

また、ごみ処理に関する技術の進展は著しいため、ごみ処理技術の動向については、次に示すような課題を明らかにし、処理技術別や対象物別等の目的に応じた分類で整理し、採用可能技術であるかどうか選定した後、必要な内容について、より詳細な情報を常に入手することが望まれます。

課題の整理

- 地域特性
- ごみ処理の現況
- ごみ処理計画を行っていく上での課題
- ごみの資源化、減量化等を行う上での方針
- 処理対象物の状況、目的物の用途等
- 焼却灰の資源化に関する国・府の動向

さらに、個々の技術の処理の「原理」「実績」「ごみ質への対応性」「作業性」「コスト」等の特性を把握する必要があり、特に資源化にあたっては、回収物の供給先・市場にどのようなものがあるのか技術選定上、重要となってきます。

第4章 課題の整理

第1節 目標の達成状況

前計画における平成27年度実績ならびに令和8年度目標と令和3年度の実績を比較しました。家庭系ごみを除き平成27年度実績を上回る排出量、排出原単位となっており、令和8年度目標達成には大幅な排出量の減量化が必要となります。区分ごとの数値を表4-1から表4-5に示します。

(1) ごみ総排出原単位

ごみ総排出原単位の比較表を表4-1に示します。平成27年度（実績）は774.5g/人・日、令和8年度（目標）では754.5g/人・日ですが、令和3年度は783.1g/人・日となっています。

表4-1 ごみ総排出原単位の比較表

区分	平成27年度（実績）	令和3年度（実績）	令和8年度（目標）
ごみ総排出原単位	774.5 g/人・日	783.1 g/人・日	754.5 g/人・日

(2) 家庭系ごみ排出量原単位（資源・集団回収を含まない）

家庭系ごみ排出量原単位の比較表を表4-2に示します。平成27年度（実績）は459.6g/人・日、令和8年度（目標）では429.6g/人・日ですが、令和3年度は446.9g/人・日となっています。

表4-2 家庭系ごみ排出量原単位の比較表

区分	平成27年度（実績）	令和3年度（実績）	令和8年度（目標）
家庭系ごみ 排出量原単位 (資源・集団回収を含まない)	459.6 g/人・日	446.9 g/人・日	429.6 g/人・日

(3) 資源化率（集団回収分を含む）

資源化率（集団回収分を含む）の比較表を表4-3に示します。平成27年度（実績）は28.0%、令和8年度（目標）では31.3%ですが、令和3年度は23.5%となっています。

表4-3 資源化率(集団回収分を含む)の比較表

区分	平成27年度（実績）	令和3年度（実績）	令和8年度（目標）
資源化率	28.0 %	23.5 %	31.3 %

(4) 事業系ごみ

事業系ごみの比較表を表4-4に示します。平成27年度（実績）は1,349 t/年、令和8年度（目標）では1,243 t/年ですが、令和3年度は2,050 t/年となっています。

表4-4 事業系ごみの比較表

区分	平成27年度（実績）	令和3年度（実績）	令和8年度（目標）
事業系ごみ	1,349 t/年	2,050 t/年	1,243 t/年

(5) 最終処分量

最終処分量の比較表を表4-5に示します。平成27年度（実績）は973 t/年、令和8年度（目標）では957 t/年ですが、令和3年度は1,113 t/年となっています。

表4-5 最終処分量の比較表

区分	平成27年度（実績）	令和3年度（実績）	令和8年度（目標）
最終処分量	973 t/年	1,113 t/年	957 t/年

第2節 課題の抽出

(1) 排出抑制に関する課題

項目	現計画の課題	現状	課題
①ごみの排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみ総排出量、原単位ともに全体として減少傾向にあるが、増減を繰り返している。ごみ減量化に向け、今後も資源物の分別回収・排出抑制対策を推進していく必要がある。特に古紙類の分別排出が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみ総排出量は、増減を繰り返しているが、全体としては、横ばい傾向を示している。 ☞14 ページ ○ ごみ総排出量の原単位は、令和3年度で783g/人・日であり、全体としては、横ばい傾向を示している。 ☞16 ページ ○ 令和元年度の京都府内の平均は780g/人・日であり、本町は26市町村中10番目に小さい値である。 ☞17 ページ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 3Rは環境問題に関心のある方には浸透しているが、一般的な認知度はまだ低いいため、一つ目のR（リデュース）を意識してもらえよう情報提供が必要である。 ○ 3Rをさらに普及啓発するための新たな方策や推進体制の整備の検討が必要である。 ○ 使用しなくなった品を欲しい方へ譲るリユースのマッチング仕組みづくりの推進の検討が必要である。
②家庭系ごみの減量化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭系ごみ原単位は、横ばいで推移しているため、減量化等に向け、生ごみの水切りを含め、今後は発生抑制等の対策が必要である。 ○ ごみ排出量の動向を勘案し、住民のごみ減量意識の高揚を図るため、収集ごみの有料化の是非について他都市の事例等を含め調査が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年度における家庭系ごみ（資源・集団回収を含まない。）の原単位は、447g/人・日で、国の令和2年度目標（廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針）の500g/人・日を達成している。 ☞16 ページ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭系ごみ原単位は資源・集団回収を含む家庭系ごみは削減傾向にあります。資源・集団回収を含まない家庭系ごみは横ばいで推移しているため、今後は発生抑制等の対策が必要である。 ○ 減量化の方策として有料化は検討課題となっており、木津川市は燃やすごみは有料袋を使用しているため、有効性等を調査する必要がある。

項目	現計画の課題	現状	課題
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭系ごみは令和3年度実績で、ごみ総排出量の約81%を占め、平成27年度と比較すると減少している。 ☞14ページ ○ 家庭系ごみの総排出量原単位は、令和3年度実績で631g/人・日で、平成27年度と比較すると約45g/人・日(約7%)減少している。 ☞16ページ 	
③事業系ごみの減量化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本町の事業系ごみは、府内他市町村に比べて比較的少なく、直近2年は減少傾向にあるものの、紙類等の資源化を進めることができると考えられるため、今後の排出抑制対策の推進が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業系ごみの排出量は、令和元年度をピークとし、直近2年間は2,000t/年台で落ち着いている。令和3年度は、平成27年度に比べ、排出量で約50%増加している。 ☞14ページ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 直近2年は減少傾向にあるものの、平成27年度より大きく増加している。事業者へのアプローチが弱く、排出抑制対策の推進が必要である。
④燃やすごみの減量化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後ごみ排出量を抑制していくためには、燃やすごみの排出抑制対策が重要である。 ○ 燃やすごみの中に混在する資源ごみ、特に古紙類の分別をさらに徹底する。 ○ 燃やすごみ中に含まれる生ごみ等の有機性廃棄物について、これまでどおり、堆肥化等による資源化及び自家処理を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 燃やすごみは、家庭系ごみの約66%を占め、ごみ排出量増減の主な要因となっている。 ☞14ページ ○ 燃やすごみの約2割は食品ロスであり、手つかずのまま捨てられる食品が処分されている。 ☞21ページ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 冷蔵庫内の整理や残っている食品を優先的に使う等の取組により食品ロスが約半減する大きな成果があり、今後も食品ロス削減に向けて取組の推進が必要である。 ○ 堆肥化等による資源化及び自家処理の推進を継続する必要がある。 ○ 古紙類の分別徹底を継続する必要がある。

項目	現計画の課題	現状	課題
⑤生ごみの減量化促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生ごみ自家処理設備の適正かつ継続的な利用を促すために、交付時の説明や定期的な講習会の開催、また町広報誌にコラムを掲載する等の積極的な情報提供が必要である。 ○ 水切りモデル事業等を踏まえ、水切り運動等、生ごみの減量、食べ残し等の発生抑制について、積極的に情報を提供していく必要がある。また事業者との連携も検討する必要がある。 ○ 廃食用油回収の推進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生ごみ自家処理設備設置件数は近年増加傾向にある。 【表】24 ページ ○ 一部地区の集会所等で廃食用油の回収を行っている。 【表】22 ページ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生ごみの減量化の促進、家庭におけるごみ処理に対する意識向上を図るために生ごみ自家処理設備設置の推進を継続する必要がある。 ○ 水切り運動等、生ごみの減量、食べ残し等の発生抑制について、積極的に情報を提供していく必要がある。 ○ 廃食用油回収の推進を継続する必要がある。
⑥資源ごみの分別収集の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ○ 燃やすごみの中に混在する資源ごみの分別をさらに徹底する。 ○ 今後も、資源化量や資源化に関する情報等を積極的に提供し、資源ごみの質の向上に努める必要がある。 ○ 食品トレーの小売店頭回収への排出等、資源物の民間ルートへの排出を誘導していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 燃やさないごみ、プラスチック製容器包装の資源ごみ収集量は減少傾向、ペットボトルは増加傾向、古紙類等はほぼ横ばい、ごみ総排出量に対する資源ごみの構成比もあまり変化がない。 【表】18 ページ ○ 令和3年度における資源化量原単位（集団回収を含む。）は、184g/人・日であり減少傾向にある。 【表】19 ページ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 精華町ごみ分別アプリやごみ分別辞典サイト「ごみサク」を活用し、燃やすごみの中に混在する資源ごみの分別をさらに徹底する必要がある。 ○ 資源化量や資源化に関する情報等を積極的に提供し、資源ごみの分別収集向上に努める必要がある。

項目	現計画の課題	現状	課題
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年4月よりペットボトルの回収方法の変更を行っている。 ☞22 ページ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 店頭回収量を把握し、事業者との連携も検討する必要がある。 ○ 燃やすごみの組成調査を行い、混在する資源ごみの把握を検討します。
⑦集団回収の奨励	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の古紙回収団体の活性化を図るために、集団回収を始めるための情報を提供する等、活発化を図っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 集団回収量は、減少傾向で、令和3年度は平成27年度に比べ、回収量で約28%、原単位で94/人・日(約27%)に減少している。 ☞23 ページ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き地域の古紙回収団体の活性化を図るために、集団回収を始めるための情報を提供する等、活発化を図っていく必要がある。
⑧資源化率の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭系、事業系のいずれでも、古紙分別を徹底し、さらなる資源化率の向上とごみ発生量(資源・集団回収を含まない。)の削減が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資源化量は、減少傾向にあるが、中間処理物のRPF(固形燃料化)等は増加傾向となっている。資源化率は令和3年度で23.5%(集団回収を含む。)である。 ☞19 ページ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資源ごみの分類を明確化し、拠点回収場所の増設等を検討する必要がある。

(2) 収集運搬に関する課題

項目	現計画の課題	現状	課題
①収集方式の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 透明・半透明袋使用の徹底を図っていく。 ○ 事業系ごみにも、透明・半透明袋使用を広めることを今後検討していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 分別区分のうち、燃やすごみ、粗大ごみ、燃やさないごみ、プラスチック製容器包装・ペットボトルは、ステーション収集と拠点収集地区に分かれている。 ☞25 ページ ○ 排出に使用できる袋を「指定なし」から市販の「透明」または、「半透明」での排出へと変更したことが定着している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 透明・半透明袋使用の徹底を図っていく。 ○ 事業系ごみにも、透明・半透明袋使用を広めることを今後検討していく。 ○ 高齢化に伴いごみ排出困難者が発生している。 ○ 金属系資源物ごみの持ち去りが増加している。
②収集頻度の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後も資源ごみ量の増加が想定されるが、現在の収集頻度及び収集方式も含め、最もバランスのとれた収集運搬システムを検討し、構築していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 燃やすごみは週2回、燃やさないごみは月2回、粗大ごみは年5回、資源ごみはペットボトルが月2回、プラスチック製容器包装は週1回、古紙類が月1回、使用済乾電池は各地区集会所等で随時収集している。 ☞25 ページ ○ 使用済インクカートリッジの回収は4か所に増設、使用済小型家電の回収は7箇所に増設、水銀使用廃製品、小型充電式電池の回収を実施している。 ☞22 ページ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資源ごみ量の回収量が増加した場合、現在の収集頻度及び収集方式も含め、収集運搬システムを検討し、構築していく必要がある。 ○ ごみの運搬距離が延びたことで、運搬時間が増加している。

項目	現計画の課題	現状	課題
③分別区分の適正化	○ 資源化物の市況、資源化施策の状況、住民の意向を踏まえ、現在の分別品目の見直し等を検討していく。	○ 8種17区分としている（資源となるものは13区分）。 ☞11ページ	○ ごみ分類の周知を徹底し、必要に応じて現在の分別品目を見直す必要がある。

(3) 中間処理に関する課題

項目	現計画の課題	現状	課題
①焼却施設のごみの対応	○ 焼却施設について、精華町・相楽郡西部塵埃処理組合・木津川市で協力し、平成30年秋稼働予定の新たな施設での処理がスムーズに行われるようにする必要がある。	○ 燃やすごみは、現在、平成30年に稼働開始している木津川市精華町環境施設組合の焼却施設（環境の森センター・きづがわ）で処理している。 ☞12ページ、26ページ	○ 焼却施設（環境の森センター・きづがわ）は現在のところ特に問題はないが、引き続き適正に維持管理していくことが必要である。
②焼却施設的环境保全対策	○ 環境保全対策は現在のところ特に問題ないが、引き続き適正に維持管理していくことが必要である。	○ 排出ガスの基準値をクリアしている。 ○ ダイオキシン類対策特別措置法の基準（5ng-TEQ/m ³ N以下）をクリアしている。 【令和3年12月の測定結果】 1号炉： 0.00007ng-TEQ/m ³ N 2号炉： 0.000025ng-TEQ/m ³ N	○ 環境保全対策は現在のところ特に問題ないが、引き続き適正に維持管理していくことが必要である。
③焼却以外の中間処理施設	○ 燃やさないごみ、資源ごみの適正処理の維持に努める必要がある。 ○ 分別収集の徹底と処理不適物への対応が必要である。	○ 昭和51年6月、平成23年11月に民間の中間処理施設が稼働し、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみの処理を委託している。 ☞12ページ、27ページ、28ページ	○ 燃やさないごみ、資源ごみの適正処理の維持に努める必要がある。 ○ 分別収集の徹底と処理不適物への対応が必要である。

(4) 最終処分に関する課題

項目	現計画の課題	現状	課題
①適正な最終処分場の確保	○ 最終処分場の延命化、新たな最終処分場の整備等の対策が必要である。	○ 大阪湾広域臨海環境整備センターが運営する最終処分場で埋立を行っているが、受入れ条件は年々厳しくなっている。	○ 本町で発生する焼却残さは大阪湾フェニックスの最終処分場にて最終処分を委託しているが、今後とも安定的かつ継続的な最終処分を継続するためには、最終処分量をより減少させていく必要がある。
②焼却灰等の適正処分	○ 環境保全対策は現在のところ特に問題ないが、引き続き適正に維持管理していくことが必要である。 ○ 今後ごみの排出抑制による焼却残さの削減が必要である。	○ 令和3年度のばいじんの法令基準 0.15g/m ³ N をクリアしている。 【令和4年2月の測定結果】 1号機： 0.001 g/m ³ N 2号機： 0.001 未満 g/m ³ N	○ 環境保全対策は現在のところ特に問題ないが、引き続き適正に維持管理していくことが必要である。

(5) 施設設備に関する課題

項目	現計画の課題	現状	課題
①ごみ焼却施設	○ 焼却施設について、精華町・相楽郡西部塵埃処理組合・木津川市で協力し、平成30年秋稼働予定の新たな施設での処理がスムーズに行われるようにする必要がある。 ○ 新たな施設では、回収可能な廃熱の有効利用を考慮した施設整備となっている。	○ 燃やすごみは、木津川市精華町環境施設組合の焼却施設（環境の森センター・きづがわ）で処理している。 ※26 ページ ○ 環境の森センター・きづがわではごみを焼却した際に発生する排ガスから熱を回収し、高効率ごみ発電を行っている。	○ 環境の森センター・きづがわは稼働後約4年が経過し、各設備・機器の劣化等は見られませんが、今後も適正な維持管理のもと、施設機能を保持していく必要がある。

項目	現計画の課題	現状	課題
②焼却以外の 中間処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資源ごみに関する分別収集の徹底が望まれる。 ○ 分別区分の増加等の新たな資源化に対応したごみ収集処理体制の整備が必要である。 ○ ごみの減量とリサイクルの普及及び啓発に取組む活動が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 燃やさないごみ及び資源ごみは、民間中間処理業者に処理を委託している。 <small>☞ 27 ページ、 28 ページ</small> ○ カン・鉄くず類、びん・ガラス類、プラスチック製容器包装、ペットボトルを選別して、リサイクル処理業者または指定法人に搬出している。残さは焼却処理及び埋立処分している。 <small>☞ 12 ページ</small> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資源ごみに関する分別収集の徹底、情報提供が必要である。 ○ 分別区分の増加する場合、新たな資源化に対応したごみ収集処理体制の整備が必要である。 ○ 引き続き、ごみの減量とリサイクルの普及及び啓発に取組む活動が必要である。
③最終処分場	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最終処分場の延命化、新たな最終処分場の設置・整備等の対策が必要である。 ○ ごみの減量と分別や資源化の推進に関する取組が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみ焼却施設からの焼却残さや不燃性残さを大阪湾広域臨海環境整備センターが運営する最終処分場で埋立処分している。 <small>☞ 12 ページ</small> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最終処分場の延命化、新たな最終処分場の設置・整備等の対策が必要である。

(6) 排出抑制、資源化、エネルギー利用方法に関する課題

項目	現計画の課題	現状	課題
①排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 販売店等と協働したキャンペーン等の展開を検討する。 ○ 住民・事業者の堆肥化や古紙等の自家処理及び民間ルートでの資源化を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみの総排出量は、平成27年度から令和元年度は横ばい傾向があるが、直近2年は減少となっている。平成27年度と比較すると0.7%減少している。 ☞14ページ ○ 生ごみ自家処理設備の設置に対し、補助金を交付している。 ☞24ページ ○ 食品ロスに関するのぼりを町内の店舗に設置し協働キャンペーンを行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 販売店等と協働したキャンペーン等の展開を推進する。 ○ 住民・事業者の堆肥化や古紙等の自家処理及び民間ルートでの資源化を推進する。

項目	現計画の課題	現状	課題
②資源化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資源化物の分別をさらに進める必要があるが、あまり複雑な分別になると、分別が困難な高齢者等が増加する懸念もあることから、わかりやすい分別区分や簡単な排出方法（説明の充実）等の検討を進める必要がある。 ○ 地域の古紙回収団体の増加を図るために、集団回収を始めるための情報を提供する等、活発化を図っていく必要がある。 ○ 廃食用油回収の促進を図る。 ○ 中間処理施設における効率的な資源回収を進める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 再生利用できる資源ごみ（カン類、びん類、プラスチック製容器包装、ペットボトル、古紙類等）の分別収集を実施している。 ☞11 ページ、 22 ページ ○ 地域の古紙回収団体への補助金の交付事業を実施している。 ☞23 ページ ○ 使用済乾電池の拠点回収を実施している。 ☞11 ページ、 22 ページ ○ 平成 20 年 4 月から地区（一部地区）の集会所等で廃食用油を回収している。 ☞11 ページ、 22 ページ ○ 町内の 4 ヶ所にて使用済インクジェットカートリッジを回収している。 ☞11 ページ、 22 ページ ○ 町内の 7 ヶ所にて、使用済小型家電を回収している。 ☞11 ページ、 22 ページ ○ プラスチック、木片等は R P F（固形燃料）化し、燃料として再資源化している。 ☞12 ページ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資源化物の分別をさらに進める必要があるが、あまり複雑な分別になると、分別が困難な高齢者等が増加する懸念もあることから、わかりやすい分別区分や簡単な排出方法（説明の充実）等の検討を進める必要がある。 ○ 地域の古紙回収団体の増加を図るために、集団回収を始めるための情報を提供する等、活発化を図っていく必要がある。 ○ 廃食用油回収の推進を継続する必要がある。 ○ 中間処理施設における効率的な資源回収を進める必要がある。 ○ ペットボトルはサントリーグループとの覚書に基づく「ボトル to ボトル」による水平リサイクルを行っていることを住民へ積極的に情報提供し、今後も事業者と連携を図る必要がある。

項目	現計画の課題	現状	課題
③エネルギー利用方策	○ 新たな施設では、回収可能な廃熱の有効利用を考慮した施設整備となっている。	○ 環境の森センター・きづがわではごみを焼却した際に発生する排ガスから熱を回収し、高効率ごみ発電を行っている。	○ 現在のところ特に問題はないが、引き続き適正に維持管理していくことが必要である。

(7) その他の課題

項目	現計画の課題	現状	課題
①不法投棄	○ 不法投棄防止の対応策を関連機関・近隣市町村と連携して行う。 ○ 民間と連携して、不法投棄の通報システムの構築等を探っていく。	○ 山間部における不法投棄が問題となっており、町へも苦情が寄せられている。 ○ ごみステーションに町が回収しない廃棄物が棄てられている。	○ 不法投棄防止の対応策を関連機関・近隣市町村と連携して行う。 ○ 民間と連携して、不法投棄の通報システムの構築等を探っていく。
②有害廃棄物	○ 体温計・血圧計等の水銀使用製品の分別回収方法や、回収・処理の体制を検討する。	○ 町役場環境推進課窓口にて水銀含有廃製品の分別回収を行っている。 ※22 ページ	○ 回収場所の周知や必要に応じて回収場所の増設を検討する必要がある。
③災害廃棄物	○ 災害発生時に備え、災害廃棄物の処理が円滑に進むよう、災害廃棄物処理計画を策定する。	○ 災害時の廃棄物対策を円滑に進めるための処理計画を令和5年度に策定予定。	○ 災害発生時に備え、災害廃棄物の処理が円滑に進むよう、災害廃棄物処理計画に基づき平時における情報整理を行う。

第5章 ごみ発生量の見込みと減量目標

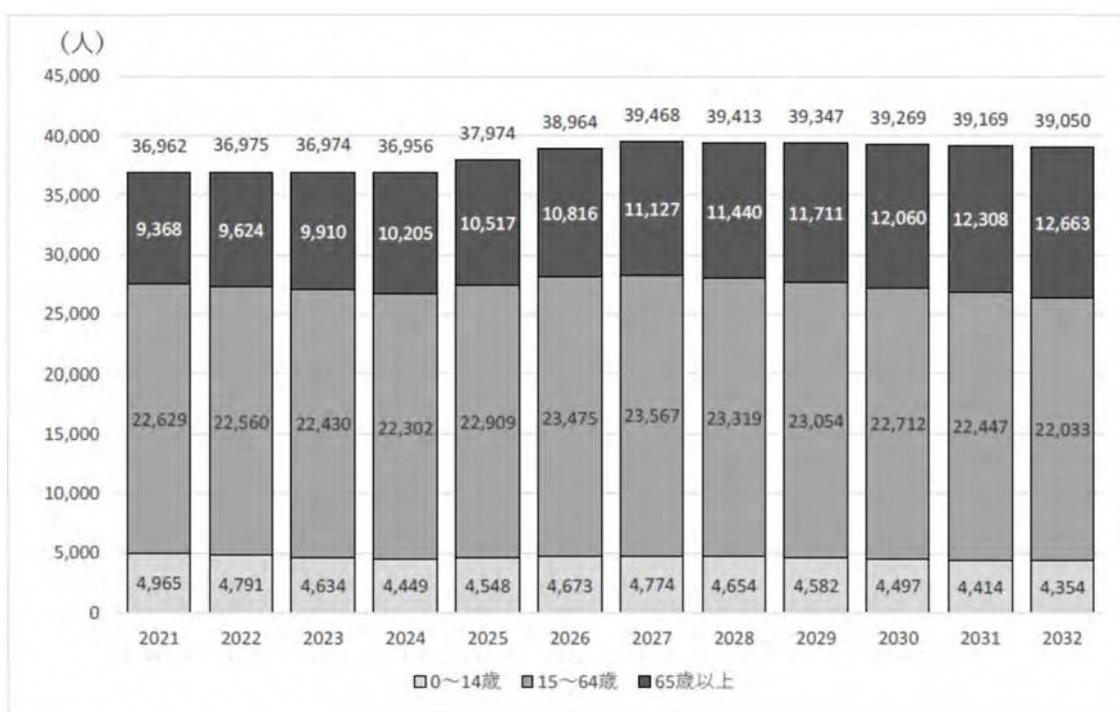
第1節 人口推計

(1) 推計方法

将来人口については「精華町総合計画基本構想」で検討された人口推計調査結果による数値を用いました。

(2) 推計結果

将来人口推計結果では、2027年度（令和9年）までは増加傾向で推移する予測となっています。



出典：「精華町時期総合計画人口推計調査結果報告書」

図 5-1 将来推計人口

第2節 ごみ総排出量の推計

(1) 現状で推移した場合のごみ総排出量推計の方法

ごみ量の推計方法は、『ごみ処理基本計画策定指針』（平成28年9月改定、環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部）に基づき、トレンド法を用います。本計画においては、次の6種類の推計式を用います。

- ① 線形（直線）近似 ($y = ax$)
- ② 放物線（二次曲線）近似 ($y = ax + bx^2 + c$)
- ③ 対数近似 ($y = a \log_e x + b$)
- ④ ベキ乗（累乗）近似 ($y = ax^b$)
- ⑤ 指数近似 ($y = ae^{bx}$)
- ⑥ ロジスティック近似 ($y = \frac{K}{1+e^{a-bx}}$)

なお、ごみ分別制度等の改正等の影響と考えられる実績の異常値や極端な変動は除外し、予測を行いました。

上記の6つによる推計結果から、いずれを採用するかについては、以下のような考え方があります。

- 過去の推移から現実的ではない過大（過小）な予測結果は除外
- 各予測結果で相関の高い（決定係数^{※1} (R^2) が1に近い）2式の平均を採用
- 近接した推計結果の中で比較的中位にあるものを採用する

また、いずれの推計式も採用に適さない場合は、(1)実績値の直近値、または(2)平均値で一定とする方法が考えられます^{※2}。

本計画では、これらの考え方及び過去の実績の推移等から総合的に勘案して、最も妥当と考えられる推計結果を採用しました。

※1 決定係数：実績値を基に推計を行った近似式の、実績値に対するあてはまりの良さを表す数値のこと。値は0～1の間を示し、1に近いほどあてはまりが良いことを示す。

※2 直近値採用と平均値採用の考え方：実績値の推移において変動が小さい場合や、一定の傾向が見られる場合は直近値を採用する。実績値の推移において上下が大きい変動を示す場合は平均値を採用する。

(2) 現状で推移した場合のごみ総排出量の見込み

家庭系ごみの1人1日あたりの排出量(原単位)は、減少傾向で推移するものの、人口増加の影響もあって、当面ごみの排出量は増加傾向で推移し、令和8年度には現状の8,515tより510t/年(6.0%)増加の9,025t/年になると予測されます(図5-2)。

事業系ごみの1人1日あたりの排出量は、微増傾向で推移するものの現状より1人1日あたりの排出量が小さいことから令和8年度の排出量は現状の2,050t/年より135t/年(6.6%)少ない1,915t/年になると予測されます(図5-3)。

これにより、ごみ総排出量は令和8年度には現状より375t/年(3.5%)増加し10,940t/年になると予測されます(図5-4)。

資源化率は、低下傾向なものしばらく現状より1ポイント高い値で推移し、令和8年度には現状より1ポイント高い24.5%(図5-5)に、最終処分量は排出量の増加に伴い令和8年度には11t/年(1.0%)増加の1,124t/年(図5-6)になると予想されます。

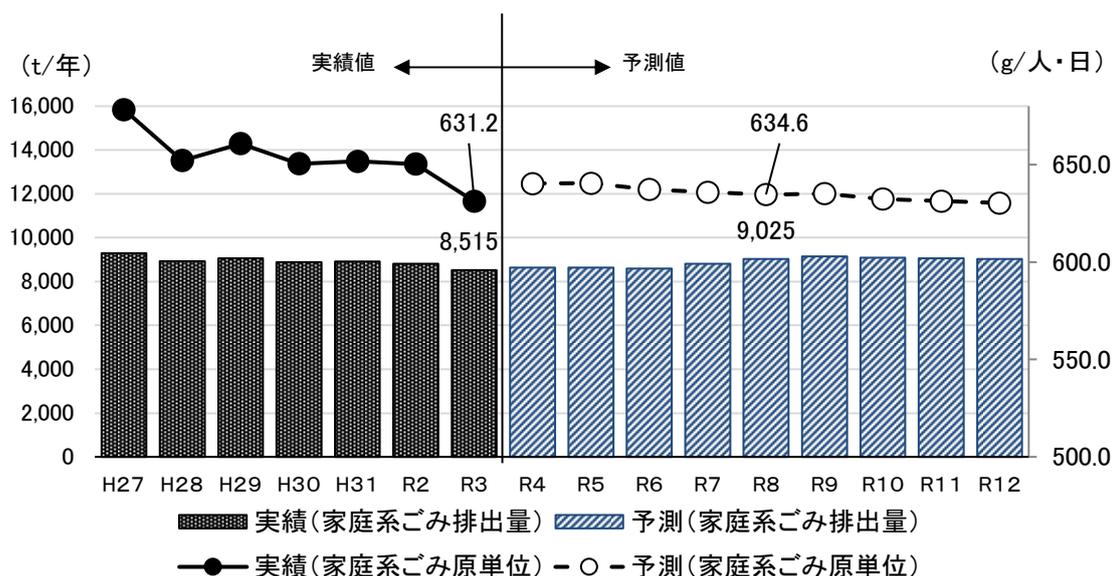


図5-2 家庭系ごみ排出量の将来予測結果

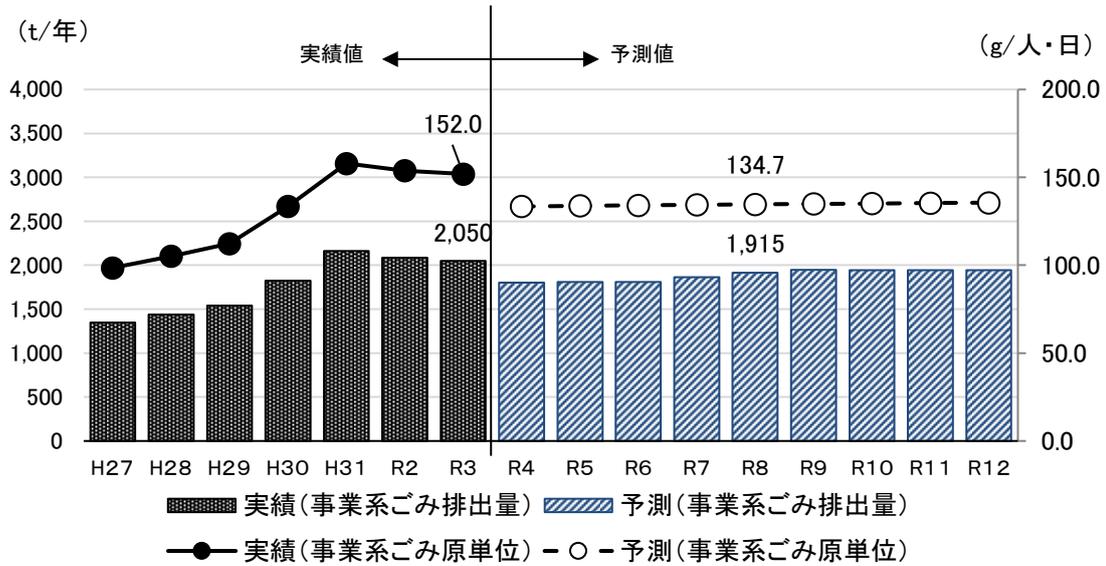


図 5-3 事業系ごみ排出量の将来予測結果

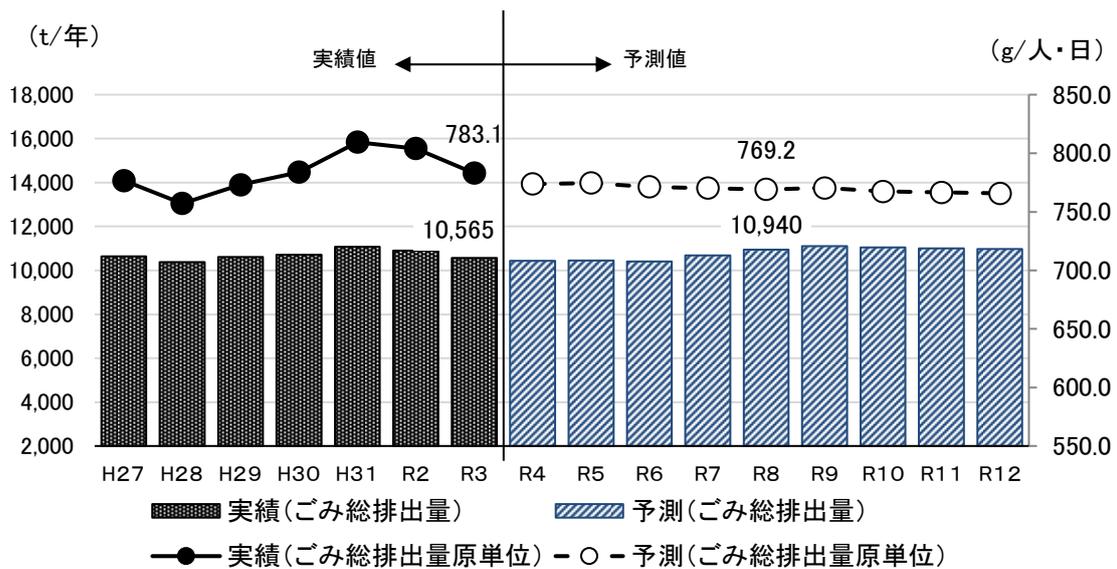


図 5-4 ごみ排出量の将来予測結果

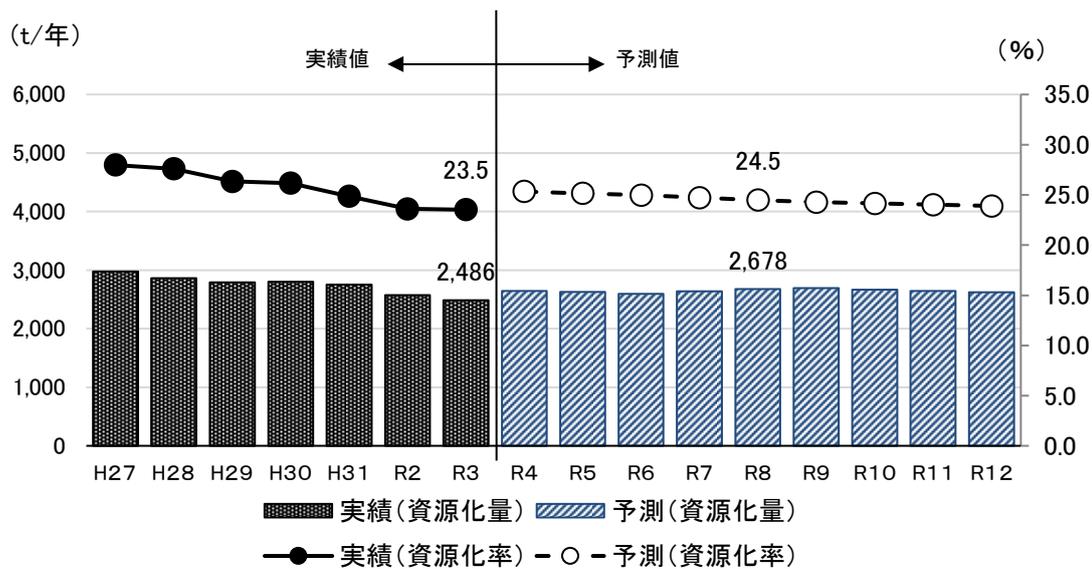


図 5-5 資源化状況の将来予測結果

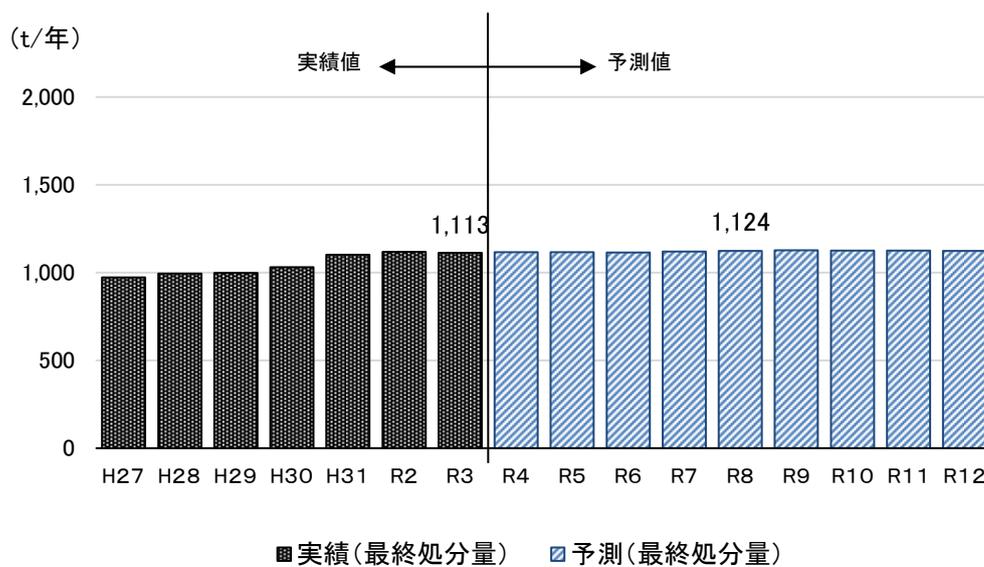


図 5-6 最終処分状況の将来予測結果

第3節 減量目標

国の方針及び京都府の計画を勘案し、地域の事情等を加味して本基本計画における目指すべき具体的目標を以下のとおり設定します。

① ごみ総排出原単位

人口が36,962人（令和3年度）から約39,000人（令和8年度）へと約5%の増加が見込まれるため、その分ごみ総排出量も増加することが想定されますが、ごみ総排出量の増加を極力抑えるために、原単位は現計画目標の754.5 g/人・日とします。

平成27年度（実績）	令和8年度（現計画目標）	
774.5g/人・日	754.5g/人・日	（20g減、-2.6%）

↓

令和3年度（実績）	令和8年度（現計画目標）	
783.1g/人・日	754.5g/人・日	（28.6g減、-3.7%）

② 家庭系ごみ排出量原単位（資源・集団回収を含まない。）

ごみ総排出量原単位の削減のため、家庭系ごみ（資源・集団回収を含まない。）の原単位を現計画目標の429.6 g/人・日とします。

平成27年度（実績）	令和8年度（現計画目標）	
459.6g/人・日	429.6g/人・日	（30g減、-6.5%）

↓

令和3年度（実績）	令和8年度（現計画目標）	
446.9g/人・日	429.6g/人・日	（17.3g減、-3.9%）

③ 資源化率（集団回収分を含む。）

資源化率は低下傾向で推移していますが、分別を徹底することで、資源化率を平成27年度実績と同等の28.0%に向上させます。

平成27年度（実績）	令和8年度（現計画目標）	
28.0%	31.0%	（+3.0%）

↓

令和3年度（実績）	令和8年度（新目標）	
23.5%	28.0%	（+4.5%）

④ 事業系ごみ

排出抑制、古紙等の民間ルートによる処理の促進により排出抑制を図り、総量で約8%削減し、1,890t/年とします。

平成27年度（実績）	令和8年度（現計画目標）	
1,349t/年 （参考：98.2g/人・日）	1,243 t/年 （参考：88.2g/人・日）	（106g減、-7.8%）
↓		
令和3年度（実績）	令和8年度（新目標）	
2,050t/年 （参考：152.0g/人・日）	1,890t/年 （参考：132.9g/人・日）	（160g減、-7.8%）

⑤ 最終処分量

ごみの最終処分量は約2%削減し、1,095t/年とします。

平成27年度（実績）	令和8年度（現計画目標）	
973t/年	957t/年	（-1.6%≒維持）
↓		
令和3年度（実績）	令和8年度（新目標）	
1,113t/年	1,095t/年	（18g減、-1.6%）

第4節 ごみ処理量の見込み

減量目標が達成された場合、計画目標年度におけるごみ排出状況、ごみ処理状況を図 5-7～図 5-11 に示します。

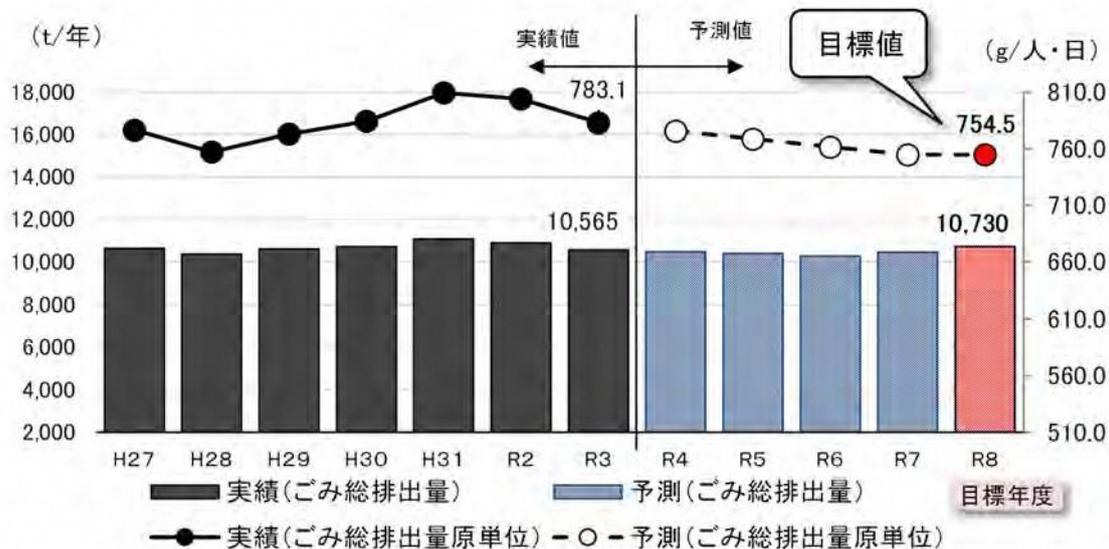


図 5-7 目標達成時におけるごみ総排出量及びごみ総排出量原単位

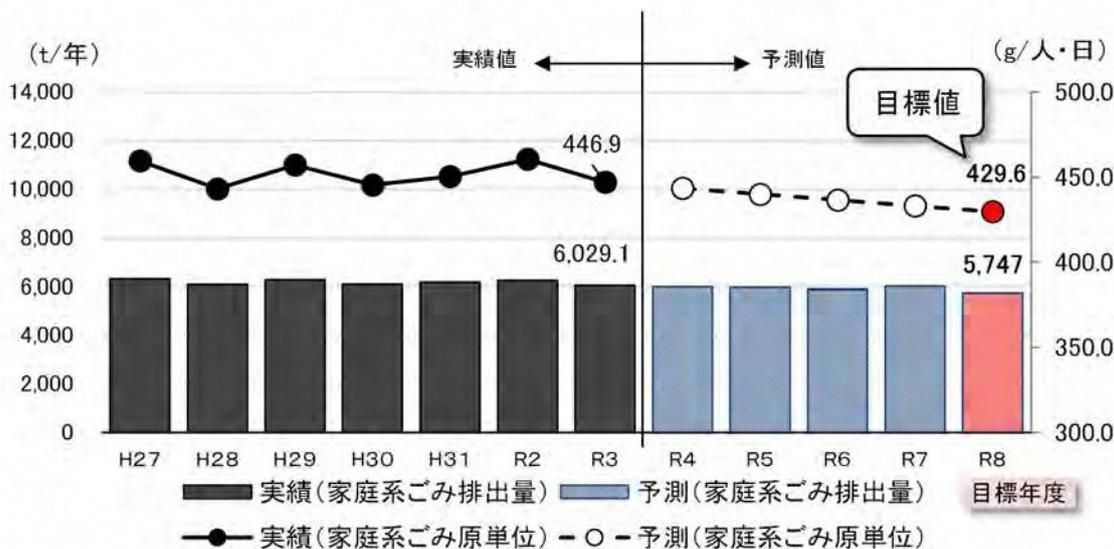


図 5-8 目標達成時における家庭系ごみ排出量及び家庭系ごみ原単位

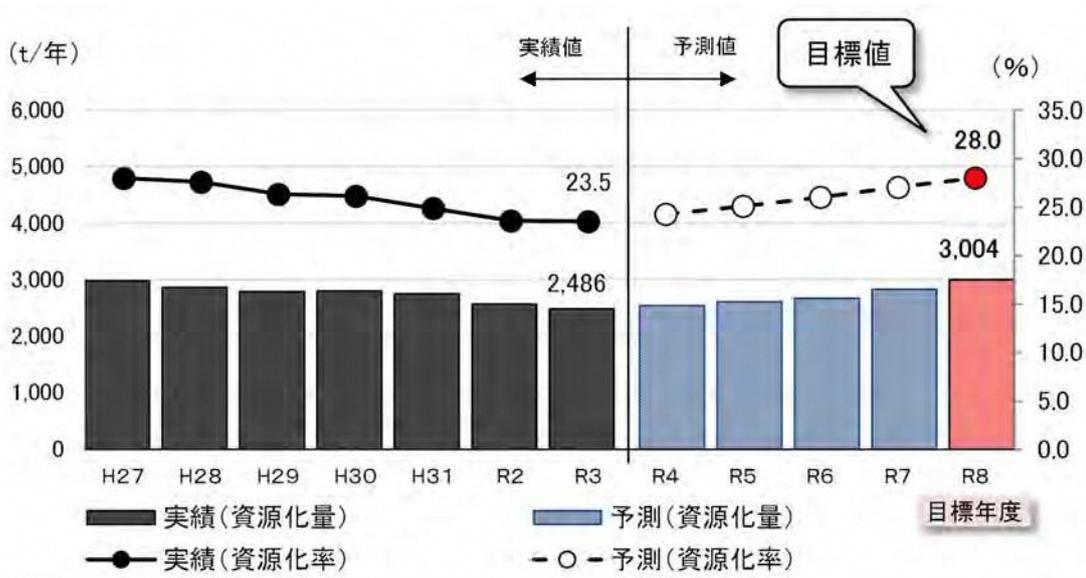


図 5-9 目標達成時における資源化量、資源化率

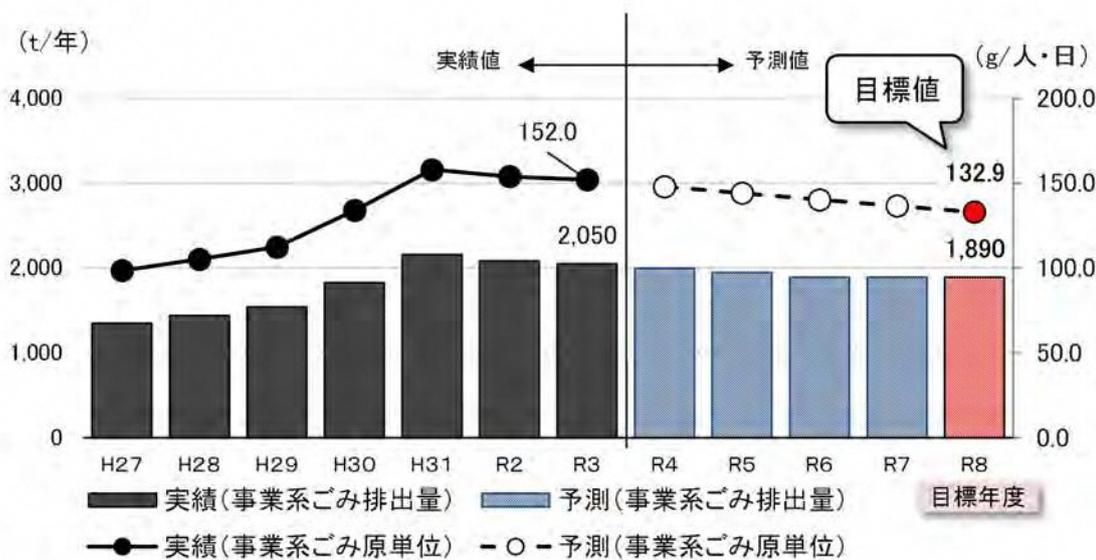


図 5-10 目標達成時における事業系ごみ排出量及び事業系ごみ原単位

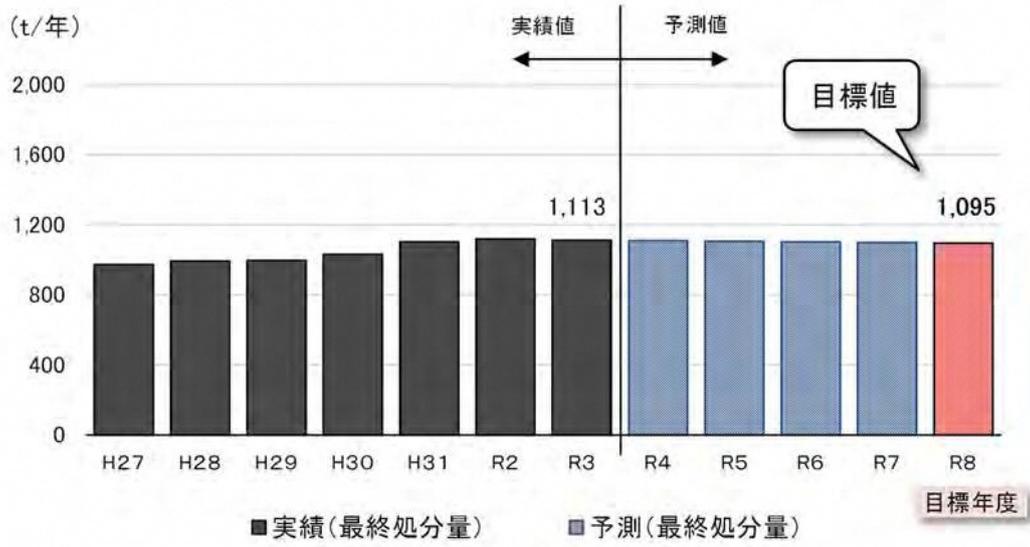


図 5-11 目標達成時における最終処分量

第6章 ごみ排出抑制・減量化のための方法と推進方策

第1節 ごみの排出抑制（減量化）の方法

(1) 排出抑制の方法

①家庭系ごみ

家庭系ごみのうち、特に燃やすごみ及び粗大ごみを主な対象とし、生ごみの堆肥化や、家具・衣料品等の再使用の促進により、ごみ排出の抑制を図っていきます。

表 6-1 家庭系ごみの排出抑制方法

項目	内容
ごみを出さない ライフスタイルの奨励	<ul style="list-style-type: none"> ○ 減量化を図るため、「無駄なものは買わない」、「食材を無駄なく使う」といった発生排出の抑制に向けた取組を促進し、ごみそのものの減量を図ります。 ○ 過剰包装や無駄な消費を抑制するため、買い物袋やマイボトル持参運動等の推進を図っていきます。 ○ プラスチックスプーン、ストロー、割りばし等は極力利用しない又は店頭では受け取らないようし、使い捨て製品の利用を抑制していきます。
生ごみの堆肥化及び 減量推進継続	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭内で排出される生ごみの水切り運動を継続して推進します。 ○ ホームページ、広報誌、出前授業等で生ごみの水切り方法等を推進します。 ○ 生ごみ自家処理設備の普及を促し、生ごみの減量化や排出抑制を図るため、資源有効利用設備設置費補助金制度を継続して推進します。 ○ 設置された処理設備の適正な使用、継続的な使用を図るよう、適切な情報提供、使用状況の把握等のフォローアップを行います。 ○ 生ごみの分別及び堆肥化を行い、地域や学校において堆肥を有効利用していくための地域循環の具体的検討を行います。
ごみ組成の把握	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみ組成調査を定期的実施することにより、ごみの排出状況を正確に把握して施策に反映していきます。
再使用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家具、衣料品等、使用しなくなった品を欲しい方へ譲るリサイクルのマッチング仕組みづくりを推進します。 ○ ごみの再使用を推進するため、町民がリユースショップやフリーマーケット等を利用するよう促進します。
有料化の検討	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみ排出量の動向を勘察し、住民のごみ減量意識の高揚を図るため、収集ごみの有料化の是非について他都市の事例等を含め調査をしていきます。
住民の具体的な取組みの促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民・事業者の堆肥化等の自家処理及び古紙等の民間ルートにおける資源化の推進を図っていきます。 ○ グリーン購入の普及を促進します。

項目	内容
食品ロス削減の取組みの促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校給食の残渣について、リサイクル再生処理や堆肥化を検討します。 ○ フードバンク、フードドライブを継続して推進します。また町民への周知、情報提供、事業者の協力を促進します。 ○ フードドライブは常設なども含め増設を検討します。

②事業系ごみ

事業者のごみの発生排出の抑制に向けた自主的な取組を促し、事業系ごみの削減を図っていきます。

表 6-2 事業系ごみの排出抑制方法

項目	内容
事業系ごみの実態の把握	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者のごみに関するアンケート調査等による事業系ごみのごみ組成分析の実施を検討します。 ○ これらの調査により、事業系ごみの実態と課題点を明確にし、減量、資源化のための効果的な啓発の方法を検討していきます。
事業系ごみ減量促進行動の啓発・指導	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者へごみ減量に関する取組事例の紹介、「廃棄物処理法」や食品リサイクル法等の法制度に関する情報提供を行う等、ごみ減量促進行動の啓発を図ります。 ○ 新たに立地する事業者に対して、多量排出事業所への減量指導に取組むとともに、新規に立地する事業者に対するごみ減量指導の体制を整えます。
ごみ減量化・資源化の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業系ごみの減量や資源化、適正処理方法を記した事業者用ごみ減量・リサイクルマニュアルの作成を検討します。
拡大生産者責任を踏まえた事業活動の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 拡大生産者責任に対する情報を事業者に提供し、国や産業界への働きかけを行うことによって、使用済容器の業者による回収制度等、公共ルートによらない独自の処理・資源化ルートの普及を促進していきます。また、環境に配慮した製品デザイン等に努めてもらえるよう関係機関等と連携していきます。

(2) 資源化の促進

資源物の混入を防止し、焼却ごみ量の削減を図るため、家庭系ごみ、事業系ごみともに、分別区分を厳守し、分別の徹底を図っていきます。

表 6-3 資源化の方法

項目	内容
分別精度の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民への「ごみ分別辞典」等の配布、ごみ減量・分別に関する講座の開催等、ごみ減量意識の啓発や適正な分別方法の啓発を行います。 ○ ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙箱・包装紙等の紙製容器包装について、分別収集を徹底するよう推進します。 ○ 燃やすごみの中に、分別が不徹底なものが多く見られるため、分別収集の徹底により、資源化を推進していきます。 ○ 一般的に燃やすごみの中で多くの割合を占めるその他のリサイクルできる紙について、古紙類への排出のPRを図り、燃やすごみ量の減量を推進します。
プラスチック製容器包装の分別収集	<ul style="list-style-type: none"> ○ ペットボトル以外のプラスチック製容器包装について、分別収集を徹底し、資源化を図ります。
その他のリサイクルできる紙の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ 紙箱、包装紙等の紙製容器包装は、その他のリサイクルできる紙として分別の啓発を図ります。
集団回収活動等の団体への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 集団回収による紙類、布類の回収を積極的に奨励し、資源化を図ります。 ○ 奨励施策の推進や、町広報誌やホームページを活用した集団回収に関する情報掲載等による積極的な支援を行います。
拠点回収ステーションによる資源物の効率的な回収	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在、古紙類として紙パックの拠点回収を一部で実施していますが、事業者による回収拠点の拡大等を検討し、回収利便性の向上を図ります。
資源回収システムの整備・維持	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「容器包装リサイクル法」に基づいた容器包装廃棄物の分別収集を維持し、資源化を図っていきます。分別の徹底等、住民に対して分別排出の協力要請、意識啓発を図っていきます。 ○ 資源回収、再資源化システムの円滑な維持・運用を図るため、行政、住民、住民団体、排出事業者、中間処理業者の各主体の役割、責任を明確にし、資源回収・再資源化システムの整備、維持を図っていきます。

第2節 推進方策

(1) 計画推進体制

本基本計画の推進にあたっては、ごみの発生排出の抑制と資源化の促進、そして環境負荷が少ない適正な処理を基本方針とし、基本理念である「環境負荷が少ない『循環型社会』の構築」を目標としています。行政、住民、事業者の各主体の役割、責任について周知を図るとともに、三者が一体となった推進体制の構築を図っていきます。

表 6-4 行政・住民・事業者の役割と責務

行政	住民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境負荷が少ない「循環型社会」の構築を進めていく。 ○ 住民・事業者に対して普及啓発・教育・活動啓発を行う。 ○ 清掃事業運営の効率化を図っていく。 ○ 環境に配慮した高度な適正処理を徹底する。 ○ 情報発信、情報共有、情報提供に努める。 ○ 住民や関係団体への支援を図っていく。 ○ 高齢化など、ごみ排出困難者への支援について、対策を検討する。 ○ 金属系資源物ごみの持ち去りについて、対策を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大量購入をひかえ、適正量の購入に努める。 ○ ごみ排出量をできるだけ減らす。 ○ 商品購入時に過剰包装を断る。 ○ 修理、リフォームによる長期使用、不用品の交換等の促進を図る。 ○ 排出ごみの分別を徹底する。 ○ 古紙や容器包装類等に関し、できるかぎり資源化する。 	<p><排出事業者></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ごみ排出量をできるだけ減らす。 ○ 排出事業者処理責任に努める。 <p><製造事業者等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 耐久性の高い製品、再生利用可能な商品の開発を図っていく。 ○ 拡大生産者責任を認識し、取組を進めていく。

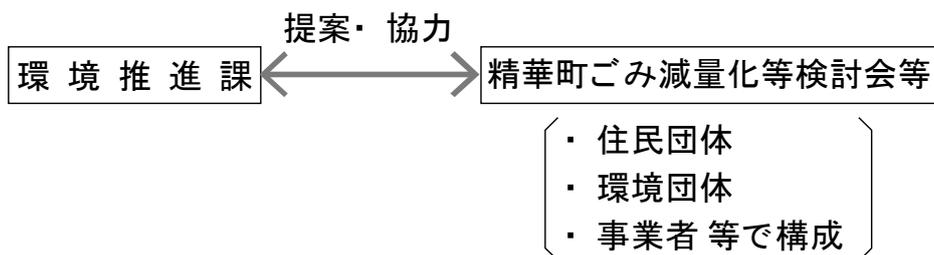


図 6-1 体制

(2) 啓発、教育、支援

項目	内容
ホームページの充実等、情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみ処理の仕組みやごみの出し方に関する記事を載せる等、掲載内容を工夫します。 ○ 町広報誌においても、ごみ減量に係る情報を適宜提供していきます。
ごみの減量及びリサイクル意識の向上に向けたイベント等の開催、支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみの減量、リサイクルを効果的に進めていくため、イベントや出前授業等を開催し、意識向上につなげます。 ○ 住民団体が主催する参加体験型のイベントの開催を支援し、ごみの減量、リサイクルについての住民意識の向上を図っていきます。
事業者のごみ減量の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多量排出事業者に対し、ごみ減量計画書の作成支援、効果的な減量施策を実施している事業者の事例紹介等、事業者の自主的な取組の啓発を図っていきます。 ○ ごみの減量、資源化に関する情報や事業者に対するISO14001^(注)の認証取得等の情報を提供し、自主的なごみ減量や環境負荷の少ない事業を積極的に啓発します。
普及啓発冊子の充実や効果的な媒体の活用	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみの減量、リサイクルの促進や、ごみ排出マナーの向上を図るため、住民の実践行動に結びつくような普及啓発用の冊子により、多くの住民の関心を高めるような情報発信を図っていきます。 ○ ごみの分別促進のため、ごみ分別冊子、ごみ分別アプリを積極的に活用するよう推進していきます。
ごみの減量やリサイクル教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみの減量、リサイクル問題を身近なものとして理解できるような学習の場、体験の場として、環境の森センター・きづがわに設置されている学習設備を積極的に活用します。 ○ 児童・生徒に向けてリサイクルまでの工程、食品ロスについて、環境に配慮した取組みなど環境学習の充実を図っていきます。

(注) 事業者等の環境管理のために必要な社内ルール等を構築するための国際規格です。

(3) 助成制度

項目	内容
古紙回収事業実施補助制度の継続	<ul style="list-style-type: none"> ○ 古紙回収事業の推進により、燃やすごみの中の紙類の減量を図っていきます。
資源有効利用設備設置費補助金制度の継続	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資源有効利用設備設置費補助金制度において、生ごみ自家処理設備の普及を促し、生ごみの減量化や排出抑制を図っていきます。

第7章 ごみ処理基本計画

第1節 基本方針

(1) 基本理念

ごみをめぐる環境が大きく変化の中で、「ごみをいかに減らし、かつ資源として循環させるか」という新たな時代に対応した施策を確立し、展開していくことを目的とし、ごみの発生排出の抑制、資源化・再生利用、適正処理（収集・運搬、中間処理、最終処分）の在り方とその施策についての計画を策定していくものとします。また、ごみの減量と循環を推進するにあたり、資源化・再生利用とともに、ごみとなるものを根本から減らすことが求められます。特に、発生抑制・再使用・再利用の3R対策を積極的に推進するとともに、低炭素社会の実現に寄与する循環型社会の構築を目指します。

以下に、本基本計画の基本理念を示します。

基本理念

環境負荷が少ない『循環型社会』の構築

(2) 基本視点

基本理念を実現するため、以下に示す視点から本基本計画を策定します。

基本視点

●主体性のある計画

国、府、その他の関連する諸計画との整合性を図り、本町の状況を加味し、また本町の持つ地域特性等を生かした特色あるものとします。

●住民・事業者・行政連携の計画

住民のニーズと協力のもとに、住民が主体となって推進し、また、住民・事業者・行政の連携を図っていきます。

●実行性・実現性のある計画

循環型社会を構築するために、実行性と具体性を持たせます。

●課題に対応した計画

本町が抱える課題に対して、的確な対応を図っていきます。

(3) 基本方針

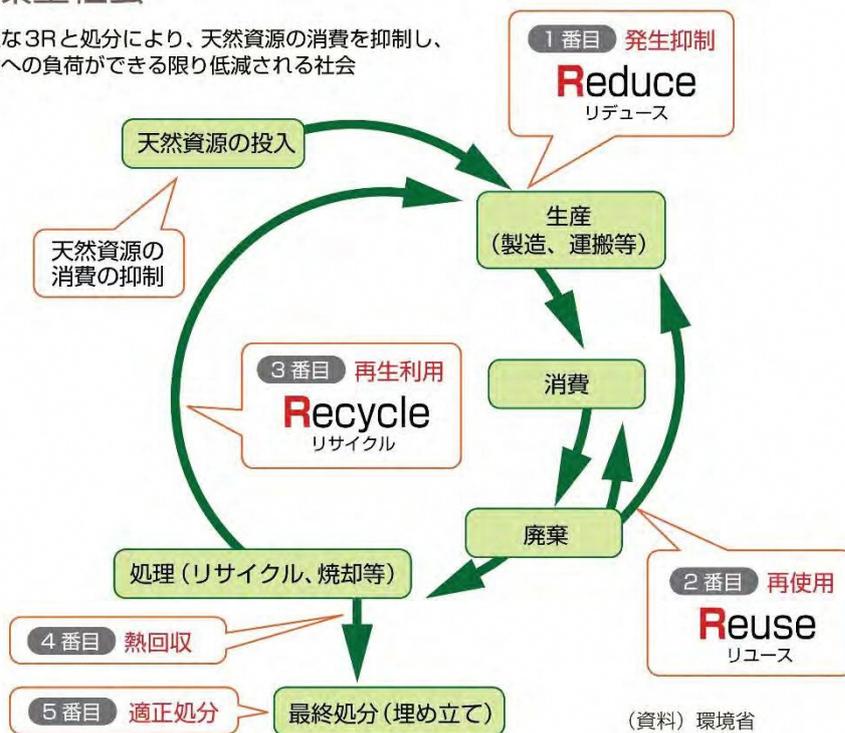
基本的視点をもとに基本理念を実現するため、本町のごみ処理における課題を踏まえ、基本方針を以下のとおり設定します。

基本方針

- **ごみの発生排出の抑制**
ごみ全体の削減を基本とします。
- **資源化の促進**
排出したごみに対して、可能な限りの資源化を基本とします。
- **ごみの適正処理**
排出したごみに対して、可能な限り環境負担が少なく、適正な処理を基本とします。

循環型社会

適正な3Rと処分により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会



出典：3Rまなびあいブック（環境省）

第2節 基本構想

基本方針を実現するため、基本構想（処理ビジョン）を以下のとおり定めます。

項目	内容
処理の方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 再生利用できる品目は、資源物として分別収集し、必要に応じてリサイクル施設で選別、圧縮、保管等の処理を行い、リサイクル業者（（公財）日本容器包装リサイクル協会を含む。）に引き渡します。 ○ 再生利用しない分別が困難な品目については、破碎、選別等を行い、極力資源物として回収します。 ○ 焼却する場合は、焼却時に発生する熱エネルギーを十分に有効利用します。 ○ 最終的に埋め立てる残さは、ごみの発生排出の抑制及び資源化に努め、極力削減します。
施設の計画的な整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境の森センター・きづがわの適正な維持管理を行っていきます。 ○ 最終処分場の確保が今後ますます困難になることから、ごみの発生排出の抑制、資源化に努め、最終処分対象物の削減を図っていきます。また、今後も引き続き焼却残さ等の最終処分対象物の広域的な対応についても検討していきます。
公共と民間の責任の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「公共で処理するごみ」と「民間で処理すべきごみ」の責任区分を明確にし、各主体がそれぞれのルートの整備を図るものとしませんが、民間処理ルートの状況については町で把握し、必要に応じて指導、要請を行います。
民間処理ルートの整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 有価資源物や厨芥類等の自家処理が可能なごみについては、極力民間でリサイクルができるようなシステムの整備・啓発を行います。 ○ 家電製品等の粗大ごみ、適正処理困難物、特別管理一般廃棄物については、関係業者、業界の責任で適正処理できるようなシステムの整備を求めています。

第3節 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

(1) 分別収集区分の基本方向

「容器包装リサイクル法」に基づき、一般廃棄物の減量や再生資源化の十分な利用等を図り、循環型社会の構築を目指していきます。

- 各主体の役割と責任の明確化
- リサイクル意識の啓発及びごみ排出量の抑制
- 住民・事業者参加型の取組の展開

(2) 分別収集区分

分別収集区分は、表 7-1 に示す現況と同等としますが、必要に応じて見直すものとします。

表 7-1 ごみの分類(計画目標)(再掲)

区 分		品 目		
家庭系ごみ	収集ごみ	燃やすごみ	調理くず、木くず、ふとん、汚れがとれないボトルやチューブ類など	
		燃やさないごみ	粗大ごみ	「家電リサイクル法」対象品目（エアコン・テレビ・冷蔵（凍）庫・洗濯機・衣類乾燥機）及びパソコン以外の家電製品や家具
			カン・鉄くず類	スチール缶、アルミ缶、鉄くずなど 45ℓの袋に4、5個程度入る大きさの小さな電化製品（電気ポット、電気式ひげそり、ヘアドライヤー等）
			びん・ガラス類	びん、植木鉢、ガラス・蛍光灯など
		資源ごみ	ビニール・プラスチックごみ	洗面器・バケツなど、プラスチック製容器包装以外のビニールやプラスチック製品
			プラスチック製容器包装	商品を入れるため、または包むためのビニールやプラスチック
		拠点回収	ペットボトル	飲料類、酒、醤油、醤油加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢、ドレッシングタイプ調味料のペットボトル
			古紙類	新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、古布、その他のリサイクルできる紙 ※できる限り地域の集団回収を利用
				使用済小型家電
			使用済乾電池	アルカリ乾電池やマンガン乾電池など使い切りタイプの電池
			充電電池（小型充電式電池）	リチウムイオン電池、ニッケル水素電池、ニカド電池、モバイルバッテリー
			廃食用油	家庭系の廃食用油
			使用済インクカートリッジ	プリンターメーカー純正の使用済インクカートリッジ
		水銀使用廃製品	水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計、練り朱肉	
集団回収（地域の古紙回収団体による回収）	新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、古布、その他のリサイクルできる紙			
直接搬入ごみ	たたみ、温水器、ピアノ等			
事業系ごみ	事業所等から排出されるごみ			

(3) ごみ分別区分ごとの排出方法及び処理方針

排出方法及び処理方針は、表 7-2 に示すものとします。

表 7-2 ごみ分別区分別排出方法及び処理方針

区 分	排 出 方 法 及 び 処 理 方 針
燃やすごみ	○新聞紙・雑誌・ダンボール・紙パック・その他のリサイクルできる紙といった古紙類及び古布は、自治会等による資源回収を推進し、残る再生不可能な紙類と生ごみの処理には、減量・減容化を図るため、焼却処理を行う。
粗大ごみ	○再生利用可能な粗大ごみは、可能な限り再生利用を図っていく。その他の粗大ごみは、破碎・選別処理を行い、資源系（金属類）・可燃系・不燃系（残さ）に分離し、それぞれ適正な処理及び資源の回収を行う。 ○「家電リサイクル法」対象5品目は、同法に基づき、指定ルートでの引き取りとする。 ○パソコンは、資源有効利用促進法に基づくリサイクルルートで資源循環を行う。
燃やさないごみ	○カン・びん類は、収集コストの面から、容器包装以外のビニール・プラスチックごみと同一車両による収集とし、中間処理施設において資源物の回収を行う。
プラスチック製容器包装 ペットボトル	○プラスチック製容器包装は、「容器包装リサイクル法」に基づき、分別収集を行い、中間処理施設において不適物の除去を行い、分別基準適合物として（公財）日本容器包装リサイクル協会にて資源化を行う。 ○ペットボトルは分別収集を行い、サントリーグループとの覚書に基づくボトルtoボトルによる水平リサイクルを行う。
古紙類 紙パック	○燃やすごみに含まれる古紙は、その他のリサイクルできる紙等の古紙として分別徹底を図る。 ○紙パックは、有価物であり、量的にも少なく軽いことから、拠点回収による効率的な回収を奨励する。

(4) ごみ処理フロー

前述の処理方針に基づき、ごみ処理フローの将来システムについては現況と同様の内容として、図7-1に示すように定めます。

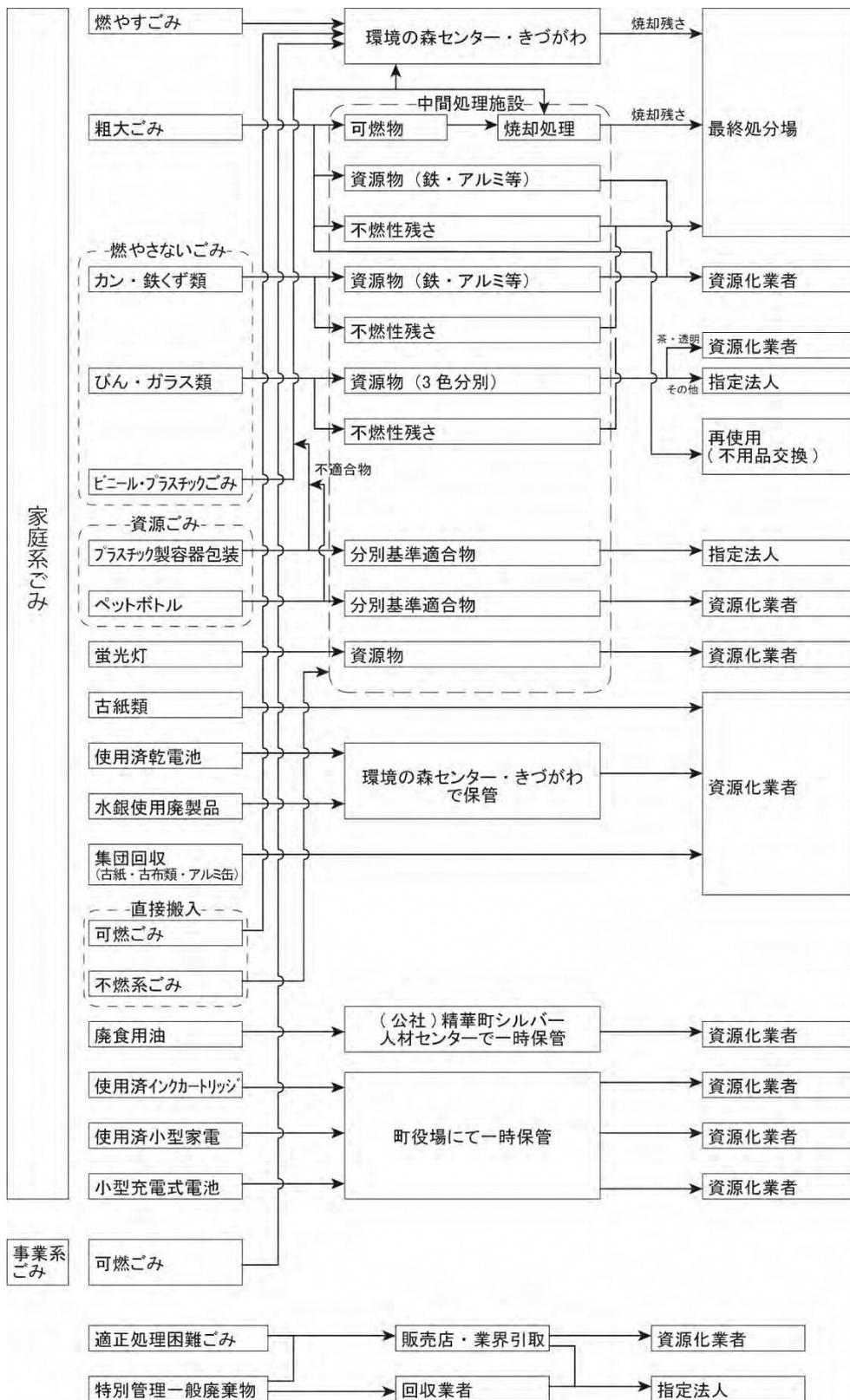


図7-1 精華町ごみ処理フロー

第4節 ごみの排出抑制・再資源化計画

(1) ごみの排出抑制・再資源化計画に関する目標

①基本方針

家庭系ごみについては、住民への意識啓発を促進し、いらないものは買わない、ごみとなるものは買わないというライフスタイルの変化によるごみの削減を目指します。一方、事業系ごみについては、事業所から排出されるオフィス用紙等は、独自ルートによる資源化を推進していくことでごみ排出量の抑制を図っていきます。資源化については、ごみ分別マナーの徹底を啓発することにより、回収率及び分別精度の向上を図っていきます。

②目標（再掲）

① ごみ総排出原単位

人口が36,962人（令和3年度）から約39,000人（令和8年度）へと約5%の増加が見込まれるため、その分ごみ総排出量も増加することが想定されますが、ごみ総排出量の増加を極力抑えるために、原単位は現計画目標の754.5 g/人・日とします。

平成27年度（実績）	令和8年度（現計画目標）	
774.5g/人・日	754.5g/人・日	（20g減、-2.6%）

↓

令和3年度（実績）	令和8年度（現計画目標）	
783.1g/人・日	754.5g/人・日	（28.6g減、-3.7%）

② 家庭系ごみ排出量原単位（資源・集団回収を含まない。）

ごみ総排出量原単位の削減のため、家庭系ごみ（資源・集団回収を含まない。）の原単位を現計画目標の429.6 g/人・日とします。

平成27年度（実績）	令和8年度（現計画目標）	
459.6g/人・日	429.6g/人・日	（30g減、-6.5%）

↓

令和3年度（実績）	令和8年度（現計画目標）	
446.9g/人・日	429.6g/人・日	（17.3g減、-3.9%）

③ 資源化率（集団回収分を含む。）

資源化率は低下傾向で推移していますが、分別を徹底することで、資源化率を平成27年度実績と同等の28.0%に向上させます。

平成27年度（実績）	令和8年度（現計画目標）	
28.0%	31.0%	（+3.0%）

↓

令和3年度（実績）	令和8年度（新目標）	
23.5%	28.0%	（+4.5%）

②目標（再掲）

① ごみ総排出原単位

人口が36,962人（令和3年度）から約39,000人（令和8年度）へと約5%の増加が見込まれるため、その分ごみ総排出量も増加することが想定されますが、ごみ総排出量の増加を極力抑えるために、原単位は現計画目標の754.5 g/人・日とします。

平成27年度（実績）	令和8年度（現計画目標）	
774.5g/人・日	754.5g/人・日	（20g減、-2.6%）

↓

令和3年度（実績）	令和8年度（現計画目標）	
783.1g/人・日	754.5g/人・日	（28.6g減、-3.7%）

② 家庭系ごみ排出量原単位（資源・集団回収を含まない。）

ごみ総排出量原単位の削減のため、家庭系ごみ（資源・集団回収を含まない。）の原単位を現計画目標の429.6 g/人・日とします。

平成27年度（実績）	令和8年度（現計画目標）	
459.6g/人・日	429.6g/人・日	（30g減、-6.5%）

↓

令和3年度（実績）	令和8年度（現計画目標）	
446.9g/人・日	429.6g/人・日	（17.3g減、-3.9%）

③ 資源化率（集団回収分を含む。）

資源化率は低下傾向で推移していますが、分別を徹底することで、資源化率を平成27年度実績と同等の28.0%に向上させます。

平成27年度（実績）	令和8年度（現計画目標）	
28.0%	31.0%	（+3.0%）

↓

令和3年度（実績）	令和8年度（新目標）	
23.5%	28.0%	（+4.5%）

④ 事業系ごみ

排出抑制、古紙等の民間ルートによる処理の促進により排出抑制を図り、総量で約8%削減し、1,890t/年とします。

平成27年度（実績）	令和8年度（現計画目標）	
1,349t/年 （参考：98.2g/人・日）	1,243 t/年 （参考：88.2g/人・日）	（106g減、-7.8%）
↓		
令和3年度（実績）	令和8年度（新目標）	
2,050t/年 （参考：152.0g/人・日）	1,890t/年 （参考：132.9g/人・日）	（160g減、-7.8%）

⑤ 最終処分量

ごみの最終処分量は約2%削減し、1,095t/年とします。

平成27年度（実績）	令和8年度（現計画目標）	
973t/年	957t/年	（-1.6%≒維持）
↓		
令和3年度（実績）	令和8年度（新目標）	
1,113t/年	1,095t/年	（18g減、-1.6%）

(2) 排出抑制の方法

①家庭系ごみ

家庭系ごみのうち、特に燃やすごみ及び粗大ごみを主な対象とし、生ごみの堆肥化や、家具・衣料品等の再使用の促進により、ごみ排出の抑制を図っていきます。

表 7-3 家庭系ごみの排出抑制方法(再掲)

項目	内容
ごみを出さない ライフスタイルの奨励	<ul style="list-style-type: none"> ○ 減量化を図るため、「無駄なものは買わない」、「食材を無駄なく使う」といった発生排出の抑制に向けた取組を促進し、ごみそのものの減量を図ります。 ○ 過剰包装や無駄な消費を抑制するため、買い物袋やマイボトル持参運動等の推進を図っていきます。 ○ プラスチックスプーン、ストロー、割りばし等は極力利用しない又は店頭では受け取らないようし、使い捨て製品の利用を抑制していきます。
生ごみの堆肥化及び 減量推進継続	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭内で排出される生ごみの水切り運動を継続して推進します。 ○ ホームページ、広報誌、出前授業等で生ごみの水切り方法等を推進します。 ○ 生ごみ自家処理設備の普及を促し、生ごみの減量化や排出抑制を図るため、資源有効利用設備設置費補助金制度を継続して推進します。 ○ 設置された処理設備の適正な使用、継続的な使用を図るよう、適切な情報提供、使用状況の把握等のフォローアップを行います。 ○ 生ごみの分別及び堆肥化を行い、地域や学校において堆肥を有効利用していくための地域循環の具体的検討を行います。
ごみ組成の把握	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみ組成調査を定期的を実施することにより、ごみの排出状況を正確に把握して施策に反映していきます。
再使用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家具、衣料品等、使用しなくなった品を欲しい方へ譲るリサイクルのマッチング仕組みづくりを推進します。 ○ ごみの再使用を推進するため、町民がリユースショップやフリーマーケット等を利用するよう促進します。
有料化の検討	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみ排出量の動向を勘案し、住民のごみ減量意識の高揚を図るため、収集ごみの有料化の是非について他都市の事例等を含め調査をしていきます。
住民の具体的な取組みの促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民・事業者の堆肥化等の自家処理及び古紙等の民間ルートにおける資源化の推進を図っていきます。 ○ グリーン購入の普及を促進します。
食品ロス削減の取組みの促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校給食の残渣について、リサイクル再生処理や堆肥化を検討します。 ○ フードバンク、フードドライブを継続して推進します。また町民への周知、情報提供、事業者の協力を促進します。 ○ フードドライブは常設なども含め増設を検討します。

②事業系ごみ

事業者のごみの発生排出の抑制に向けた自主的な取組を促し、事業系ごみの削減を図っていきます。

表 7-4 事業系ごみの排出抑制方法(再掲)

項目	内容
事業系ごみの実態の把握	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者のごみに関するアンケート調査等による事業系ごみのごみ組成分析の実施を検討します。 ○ これらの調査により、事業系ごみの実態と課題点を明確にし、減量、資源化のための効果的な啓発の方法を検討していきます。
事業系ごみ減量促進行動の啓発・指導	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者へごみ減量に関する取組事例の紹介、「廃棄物処理法」や食品リサイクル法等の法制度に関する情報提供を行う等、ごみ減量促進行動の啓発を図ります。 ○ 新たに立地する事業者に対して、多量排出事業所への減量指導に取組むとともに、新規に立地する事業者に対するごみ減量指導の体制を整えます。
ごみ減量化・資源化の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業系ごみの減量や資源化、適正処理方法を記した事業者用ごみ減量・リサイクルマニュアルの作成を検討します。
拡大生産者責任を踏まえた事業活動の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 拡大生産者責任に対する情報を事業者に提供し、国や産業界への働きかけを行うことによって、使用済容器の業者による回収制度等、公共ルートによらない独自の処理・資源化ルートの普及を促進していきます。また、環境に配慮した製品デザイン等に努めてもらえるよう関係機関等と連携していきます。

(3) 再資源化の方法及び量

①分別の徹底

資源物の混入を防止し、焼却ごみ量の削減を図るため、家庭系ごみ、事業系ごみともに、分別区分を厳守し、分別の徹底を図っていきます。

表 7-5 分別の徹底による排出抑制方法

項目	内容
分別精度の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民への「ごみ分別辞典」等の配布、ごみ減量・分別に関する講座の開催等、ごみ減量意識の啓発や適正な分別方法の啓発を行います。 ○ ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙箱・包装紙等の紙製容器包装について、分別収集を徹底するよう推進します。 ○ 燃やすごみの中に、分別が不徹底なものが多く見られるため、分別収集の徹底により、資源化を推進していきます。 ○ 一般的に燃やすごみの中で多くの割合を占めるその他のリサイクルできる紙について、古紙類への排出のPRを図り、燃やすごみ量の減量を推進します。
プラスチック製容器包装の分別収集	<ul style="list-style-type: none"> ○ ペットボトル以外のプラスチック製容器包装について、分別収集を徹底し、資源化を図ります。
その他のリサイクルできる紙の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ 紙箱、包装紙等の紙製容器包装は、その他のリサイクルできる紙として分別の啓発を図ります。

②資源化の促進

表 7-6 資源化の方法

項目	内容
集団回収活動等の団体への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 集団回収による紙類、布類の回収を積極的に奨励し、資源化を図ります。 ○ 奨励施策の推進や、町広報誌やホームページを活用した集団回収に関する情報掲載等による積極的な支援を行います。
拠点回収ステーションによる資源物の効率的な回収	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在、古紙類として紙パックの拠点回収を一部で実施していますが、事業者による回収拠点の拡大等を検討し、回収利便性の向上を図ります。
資源回収システムの整備・維持	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「容器包装リサイクル法」に基づいた容器包装廃棄物の分別収集を維持し、資源化を図っていきます。分別の徹底等、住民に対して分別排出の協力要請、意識啓発を図っていきます。 ○ 資源回収、再資源化システムの円滑な維持・運用を図るため、行政、住民、住民団体、排出事業者、中間処理業者の各主体の役割、責任を明確にし、資源回収・再資源化システムの整備、維持を図っていきます。

③資源化量

先に示した減量目標が達成された場合の資源化量の内訳と見込みを図7-2及び表7-7に示します。

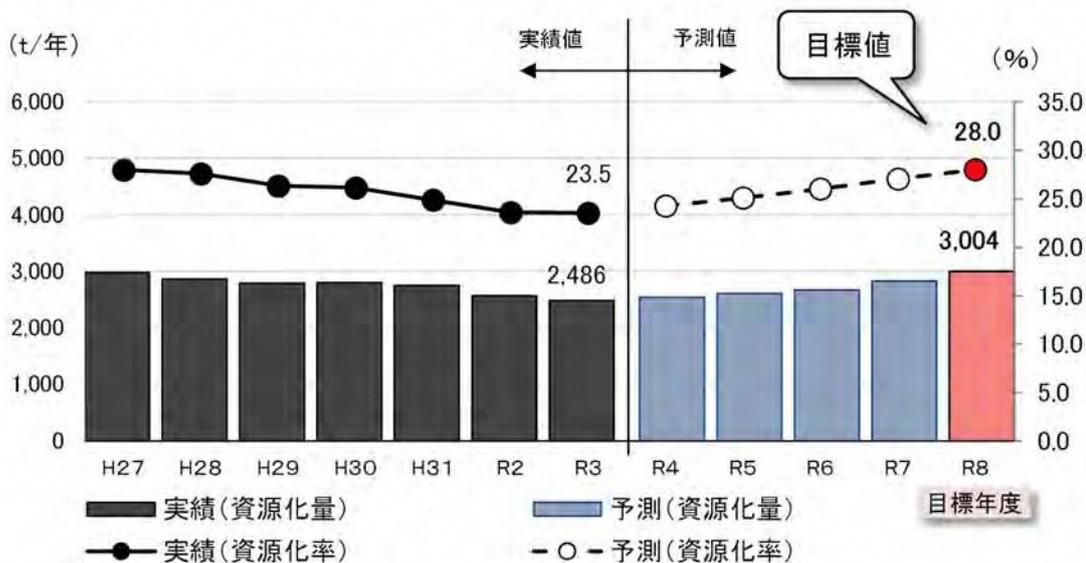


図7-2 資源化量の見込み(減量目標達成の場合)

表7-7 資源化量の見込み(減量目標達成の場合)

区分	令和3年度(実績)		令和8年度(目標)	
	(t/年)	(g/人・日)	(t/年)	(g/人・日)
資源化量	2,486	184.3	3,004	211.3
カン類(鉄・アルミ)	211	15.7	209	14.7
びん	121	9.0	120	8.4
プラスチック製容器包装	410	30.4	405	28.5
ペットボトル	73	5.4	72	5.1
紙・布類	1,313	97.3	1,454	102.2
紙製容器包装	0	0.0	0	0.0
その他(廃乾電池)	10	0.8	10	0.7
RPF(固形燃料化)	348	25.8	734	51.6
総資源化率(%)	23.5%		28.0%	

(4) 関連施設及びその整備計画の概要

①中間施設の機能

中間処理施設としては、資源化に係る次の施設(機能)について計画的な整備を図っていきます。

- 破碎・選別機能(可燃物、鉄類、アルミ等非鉄金属類、不燃物の4種選別)
- 容器包装廃棄物の選別(不適物の除去)及び分別基準適合物の保管機能

第5節 ごみの適正処理に関する基本方針

(1) 収集運搬計画

①基本方針

排出方法及び収集頻度、そして収集方法等について適宜見直しを行い、分別収集区分の追加変更に対応した効率的・合理的な収集運搬システムを目指します。

②収集運搬方法

収集運搬の区域は、前基本計画と同様、本町全域とします。

なお、当面は現状維持の体制を維持することとしますので、現状におけるごみ分類ごとの収集体制を表7-8に示します。今後、容器包装廃棄物の分別収集区分の増加、法改正等のごみをめぐる状況が変化した場合には、必要に応じて木津川市精華町環境施設組合及び関係機関と協議し、適宜変更していくものとします。

なお、特別管理一般廃棄物（感染性等）については、町として収集は行わないものとします。

表7-8 ごみ分類毎の収集体制(再掲)

区分	収集方式	収集頻度	収集形態
燃やすごみ	ステーション 拠点収集	週2回	直営・委託
粗大ごみ	ステーション 拠点収集	年5回	委託
燃やさないごみ	ステーション 拠点収集	月2回	委託
プラスチック製容器包装	ステーション 拠点収集	週1回	委託
ペットボトル	ステーション 拠点収集	月2回	委託
古紙類	集会所等	月1回	直営
使用済乾電池	拠点回収	随時	直営

③収集運搬量

先に示した減量目標が達成された場合の収集運搬量の見込みを図7-3に示します。

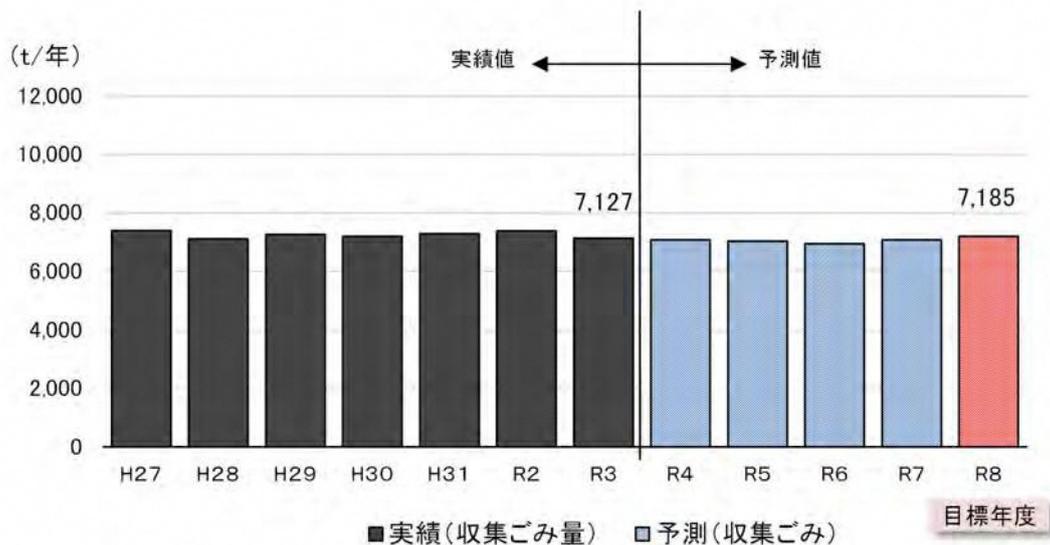


図7-3 収集運搬量の見込み(減量目標達成の場合)

表7-9 収集運搬量の見込み(減量目標達成の場合)

区分	令和3年度(実績)		令和8年度(目標)	
	(t/年)	(g/人・日)	(t/年)	(g/人・日)
家庭系ごみ	8,515	631.2	8,751	615.3
燃やすごみ	5,603	415.3	5,678	399.2
粗大ごみ	446	33.1	447	31.4
燃やさないごみ	601	44.6	575	40.5
資源ごみ	477	35.3	486	34.1
拠点回収	40	2.9	41	2.9
集団回収	1,274	94.4	1,414	99.4
直接搬入ごみ	75	5.6	111	7.8
事業系ごみ	2,050	152.0	1,890	132.9
ごみ総排出量	10,565	783.1	10,730	754.5

④収集運搬に係る基本的施策

●収集ステーションの整備

収集運搬の効率化を図るため、地域住民の意向を踏まえつつ、個別収集からステーション収集への転換に努めていきます。

(2) 中間処理計画

①基本方針

排出されたごみに対して、資源化、減量化、減容化、処理の安定化が図られるよう適正な処理を行う。また、処理に際しては、環境保全に最大限留意し、施設の計画的な整備及び適正な維持管理を行います。

処理対象ごみは、以下に示すものとします。

- 燃やすごみ
- 粗大ごみ
- 燃やさないごみ（カン・びん類を含む。）
- 資源ごみ（ペットボトル、プラスチック製容器包装）

②処理方法

中間処理は、以下に示すものとします。

●焼却

焼却は、公衆衛生、減量、減容、処理の安定化の面で、幅広いごみ質に対応できる現段階では最適な方法といえます。紙・布類やプラスチック製容器包装は分別収集による資源化、生ごみは堆肥化による自家処理を推進しつつ、排出される燃やすごみ等焼却可能なごみは焼却し、最大限の減容化を図っていきます。

新たなごみ処理施設である環境の森センター・きづがわでは、環境保全への十分な配慮とともに積極的に熱エネルギーの有効利用を進めていきます。

最終的に理め立てる残さは、ごみの発生排出の抑制、資源化に努め、極力削減します。

●破碎・選別

そのままではリサイクルが困難な粗大ごみは、破碎・選別処理の後、資源（金属類）回収を行い、減量、減容、再生利用を図っていきます。可燃残さは焼却処理を行い、不燃性残さは埋立処分を行います。

●容器包装廃棄物の圧縮・保管

「容器包装リサイクル法」の対象品目は、法に規定する分別基準適合物に適合させるよう、不適合物の除去、圧縮、梱包等を行い、引き取り条件を満たす量を保管します。

③処理量

先に示した減量目標が達成された場合の中間処理量の見込みを図7-4に示します。

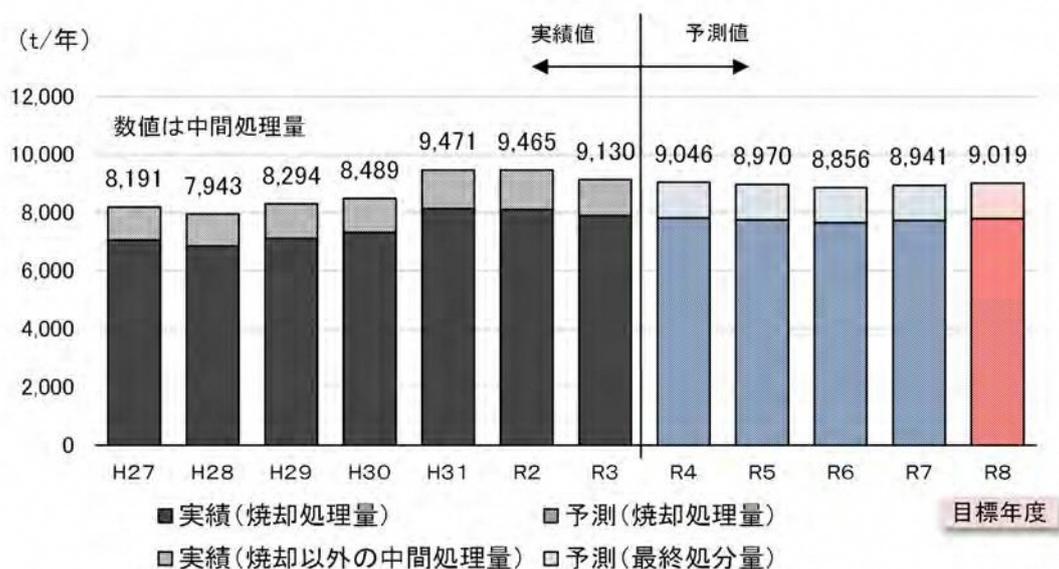


図7-4 中間処理量の見込み(減量目標達成の場合)

表7-10 中間処理量の見込み(減量目標達成の場合)

区分	令和3年度(実績)		令和8年度(目標)	
	(t/年)	(g/人・日)	(t/年)	(g/人・日)
焼却処理	7,653	567.3	7,568	532.1
家庭系可燃ごみ	5,603	415.3	5,678	399.2
事業系可燃ごみ	2,050	152.0	1,890	132.9
焼却以外の中間処理	1,244	92.2	1,225	86.1

④施設の整備計画

●ごみ処理施設

木津川市精華町環境施設組合、木津川市と連携を図りながら、環境の森センター・きづがわの適正な維持管理を行っていきます。

●その他の処理施設

現行の民間委託を当面は維持しながらも、その他の処理等が必要な場合は、施設の整備方法について検討を進めていきます。

(3) 最終処分計画

①基本方針

現在のごみ処理技術では、最終的な埋立処分量をゼロにすることは困難であり、最終処分場は適正なごみ処理体制の維持に不可欠なものです。

直営（広域処理を含む。）及び民間委託を含め、最終処分場の安定的確保について、検討を行っていきます。

最終処分対象物は、以下に示すものとします。

- 焼却残さ
- 不燃性残さ

②処理方法

最終処分の方法は、埋立処分とします。

③処理量

先に示した減量目標が達成された場合の中間処理施設からの焼却残さ及び不燃性残さの最終埋立処分量の見込みを図7-5に示します。

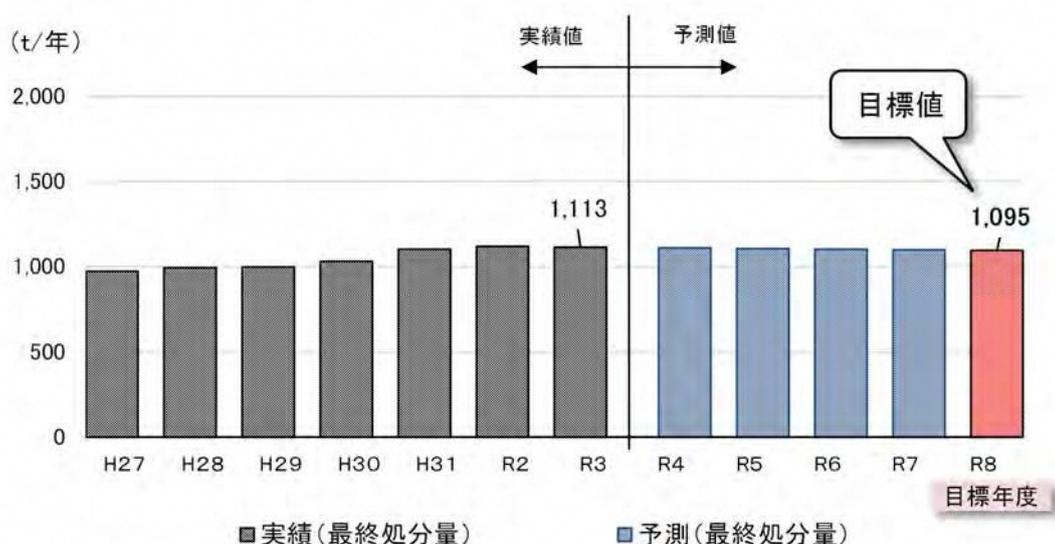


図7-5 最終処分量の見込み(減量目標達成の場合)

表7-11 最終処分量の見込み(減量目標達成の場合)

区分	令和3年度(実績)		令和8年度(目標)	
	(t/年)	(g/人・日)	(t/年)	(g/人・日)
焼却残さ	927	68.7	912	64.1
不燃性残さ	186	13.8	183	12.9
合計	1,113	82.5	1,095	77.0

④施設の整備計画

●最終処分場

当面は大阪湾広域臨海環境整備センターが運営する最終処分場（フェニックス）での委託処分を維持します。

第8章 その他

第1節 特別管理一般廃棄物、適正処理困難物に対する対処方針

タイヤや消火器をはじめとした適正な処理が困難な廃棄物や、医療系ごみ等、人体や環境に深刻な影響を及ぼす恐れのある廃棄物については、町では収集処理を行いませんが、その適正な処理方法については周知を図っていきます。

表 8-1 特別管理一般廃棄物・適正処理困難物への対応

	種 類	対 応 方 法
適正処理 困難物	<ul style="list-style-type: none"> ● 廃ゴムタイヤ（自動車用に限る） ● バッテリー ● 消火器 ● 廃油 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 製造・販売事業者による民間での適正処理（発生抑制を含む。）を要請していく。 ○ 住民・事業者に適正処理困難物であることを啓発する。
特別管理 一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ● PCB^(注1)を使用した商品 ● ばいじん ● 感染性一般廃棄物 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係業界で自主的に対応しているが、町で実態を把握し、適正な処理の周知を図っていく。 ○ キレート剤処理^(注2)により適正な埋立を行う。 ○ 関係業界で自主的に対応しているが、町で実態を把握し、適正な処理の周知を図っていく。
水銀使用製品	<ul style="list-style-type: none"> ● 体温計 ● 血圧計 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 体温計・血圧計等の水銀使用製品の回収を平成30年度より実施している。
その他適正 処理困難物	<ul style="list-style-type: none"> ● 有害化学物質（農薬のびん等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 製造・販売事業者による適正処理（発生抑制を含む。）を要請していく。 ○ 住民・事業者に適正処理困難物であることを啓発する。 ○ 分別収集の実施。

(注1) ポリ塩化ビフェニルの略。照明の安定器や塗料等、多くの製品に利用されていたが、毒性が高いため、現在では製造等が禁止されています。

(注2) 液体キレートと飛灰を混練する方式。飛灰中に含まれる重金属を安定化・無害化できます。

第2節 災害廃棄物処理

将来発生が予測される大規模災害に備え、本町における平時の災害予防対策と、災害発生時の状況に即した災害廃棄物処理の具体的な業務内容を示し、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理し、早期に復旧・復興させることを目的に「精華町災害廃棄物処理計画」を令和5年3月に策定します。

第3節 計画の推進

本基本計画は、基本理念である「環境負荷が少ない『循環型社会』の構築」を目指し、ごみそのものの減量と最小限に排出されたごみに対する再資源化を行い、それでも排出されるごみに対する可能な限り環境負荷の少ない処理を基本方針として掲げています。今後、これまでの行政主体のごみ処理のあり方ではなく、住民と事業者も一体となった取組が必要です。このため、住民、事業者、行政が本基本計画の理念や目標、ごみ処理の現状等を共有化し、連携を図りながら、それぞれの役割と責務を果たすことが重要となってきます。

また、計画を進行するにあたって、実施スケジュールに沿った施策の展開と達成状況を点検、評価する仕組みが必要です。このようなことから、資源化、減量等の実績を目標値と対比することにより、本基本計画を進行管理していくものとします。また、実施状況や見直し内容等を町広報誌やホームページを活用して広く住民、事業者に公表し、寄せられたご意見を今後の施策に積極的に反映させていきます。

第4節 計画実施スケジュール

「環境負荷が少ない『循環型社会』の構築」のために、今後必要と考えられる施策・施設整備スケジュールを表8-2に示します。

表 8-2 施策・施設整備スケジュール

施策	令和5年度～令和8年度
資源回収システム	継続・実施 
啓発・教育・指導	継続・実施 
回収設備の整備	継続・実施 
家庭系ごみの減量	継続・実施 
事業系ごみの減量	継続・実施 
資源物分別の徹底	継続・実施 
ごみ組成の把握	継続・実施 
生ごみの堆肥化	継続・実施 
減量化取組（住民）	継続・実施 
集団回収活動支援	継続・実施 
助成制度	継続・実施 
ごみの有料化	情報収集・調査研究 
体制整備	（必要に応じて、精華町ごみ減量化等検討会等を設置）
施設	令和5年度～令和8年度
焼却施設 （平成30年9月から稼働）	稼働 
最終処分場	検討 